

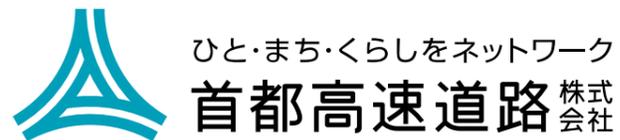
新: 電気設備保全業務共通仕様書(2019年04月)

旧: 電気設備保全業務共通仕様書(平成30年7月)

改訂内容

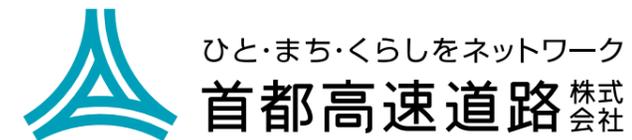
電気設備保全業務共通仕様書

2019年4月



電気設備保全業務共通仕様書

~~平成30~~年~~7~~月



変更

新：電気設備保全業務共通仕様書(2019年04月)	旧：電気設備保全業務共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1編 電気設備維持補修工事共通仕様書 1－1</p> <p>第2編 電気設備管理業務共通仕様書 2－1</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1編 電気設備維持補修工事共通仕様書 1－1</p> <p>第2編 電気設備管理業務共通仕様書 2－1</p>	

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<u>(全体)工事</u>	(全体)維持補修工事	変更
第1編 電気設備維持補修工事共通仕様書	第1編 電気設備維持補修工事共通仕様書	
第1章 総 則	第1章 総 則	
第1節 一般事項	第1節 一般事項	
		(略)
1.1.2 用語の定義	1.1.2 用語の定義	
1 契約図書	1 契約書類	変更
契約書、設計図書及び施工指示書をいう。	維持補修契約書、設計図書及び施工指示書をいう。	変更
		(略)
3 図 面	3 図 面	
維持補修契約書第1条第2項による施工指示に際して、当社が示した設計図、当社から変更 <u>また</u> は追加された設計図、設計図の基となる設計計算書等をいう。 <u>なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</u>	維持補修契約書第1条第2項による施工指示に際して、当社が示した設計図、当社から変更 <u>又</u> は追加された設計図 <u>及び</u> 設計図の基となる設計計算書等をいう。	変更
		(略)
18 指 示	18 指 示	
<u>契約図書の定めに基づき</u> 、監督職員が受注者に対し、維持補修工事の施工上、必要な事項について書面 <u>により</u> 示し、実施させることをいう。	監督職員が受注者に対し、維持補修工事の施工上、必要な事項について書面 <u>をもつて</u> 示し、実施させることをいう。	変更
19 承 諾	19 承 諾	
契約 <u>図書</u> で明示した事項について、発注者若しくは監督職員 <u>また</u> は受注者 <u>若しくは現場代理人</u> が書面により同意することをいう。	契約書類で明示した事項について、発注者若しくは監督職員 <u>又</u> は受注者が書面により同意することをいう。	変更
20 協 議	20 協 議	
書面により契約 <u>図書</u> の協議事項について、発注者 <u>また</u> は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	書面により契約書類の協議事項について、発注者 <u>又</u> は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	変更
21 提 出	21 提 出	
監督職員が受注者に対し、 <u>また</u> は受注者が監督職員に対し <u>工事に係わる書面</u> <u>または</u> その他の資料を <u>示し、説明する</u> ことをいう。	監督職員が受注者に対し、 <u>又</u> は受注者が監督職員に対し、 <u>維持補修工事の施工上、必要な事項を記載した書面</u> 、 <u>又</u> はその他の資料を <u>説明し差し出す</u> ことをいう。	変更
22 提 示	27 提 示	
<u>監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</u>	監督職員が受注者に対し、 <u>又</u> は受注者が監督職員に対し <u>維持補修工事に係わる書面</u> <u>又</u> はその他の資料を示し、説明することをいう。	
23 報 告	22 報 告	変更
<u>受注者が監督職員に対し、維持補修工事の状況、または結果について書面をもって知らせることをいう。</u>	受注者が監督職員に対し、維持補修工事の状況、 <u>又</u> は結果について書面をもって知らせることをいう。	変更
24 通 知	23 通 知	変更

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
発注者 <u>また</u> は監督職員と受注者 <u>また</u> は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面 <u>により互いに</u> 知らせることをいう。	発注者 又 は監督職員と受注者 又 は現場代理人の間で、 監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、 工事の施工に関する事項について、書面 をもって 知らせることをいう。	変更
25 連絡 連絡とは、 <u>監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。</u> なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。		追加
26 納品 納品とは、 <u>受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</u>		追加
27 電子納品 電子納品とは、 <u>電子成果品を納品することをいう。</u>		追加
28 書面	24 書面	変更
書面とは、手書き、印刷物 <u>等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい</u> 、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	手書き、印刷物の 伝達物をいい 、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	変更
29 立会	25 立会	変更
契約 <u>図書</u> に示された項目について、監督職員が臨場 <u>により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</u>	契約書類に示された項目について、監督職員が臨場 し内容を 確認することをいう。	変更
30 確認	26 確認	変更
契約 <u>図書</u> に示された事項について、 <u>監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</u>	契約書類に示された事項について、 臨場又は関係資料により、 その内容について契約書類との適合を確かめることをいう。	変更
31 請求	28 請求	変更
発注者 <u>また</u> は受注者が、契約内容の履行 <u>また</u> は変更に関して、相手方に書面をもって行為 <u>また</u> は同意を求めることをいう。	発注者 又 は受注者が、契約内容の履行 又 は変更に関して、相手方に書面をもって行為 又 は同意を求めることをいう。	変更
32 基本品質	29 基本品質	変更
工事目的物を引渡すのに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。	工事目的物を引渡すのに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。	変更
33 品質計画	30 品質計画	変更
設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に記載したものをいう。	設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に記載したものをいう。	変更
34 品質管理	31 品質管理	変更
品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。	品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。	変更
35 施工図等	32 施工図等	変更
施工図、原寸図、工作図、製作図、その他これらに類する詳細図等をいう。	施工図、原寸図、工作図、製作図、その他これらに類する詳細図等をいう。	変更
36 規格証明書	33 規格証明書	変更

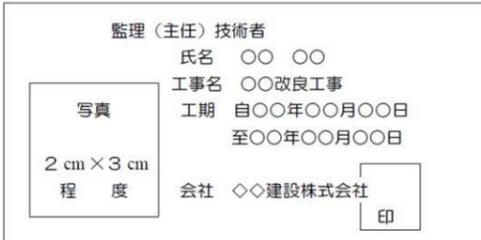
新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行する資料をいう。	設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行する資料をいう。	追加
37 整備・保管	34 整備・保管	削除
受注者が監督職員に確認を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することをいう。	受注者が監督職員に確認を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することをいう。	変更
1.1.3 契約図書の解釈	1.1.3 契約書類の解釈	変更
1 契約図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。	1 契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。	変更
2 設計図書は、現場説明に対する質問回答書、維持補修工事請負現場説明書、特記仕様書、図面、電気設備保全業務共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。	2 設計図書は、現場説明に対する質問回答書、維持補修工事請負現場説明書、特記仕様書、図面、電気設備保全業務共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。	
		(略)
1.1.5 日数の解釈	1.1.5 日数の解釈	
契約図書において使用する契約期間、指示工期及びその他の日数は、維持補修契約書第1条第10項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。	契約書類において使用する契約期間、指示工期及びその他の日数は、維持補修契約書第1条第10項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。	変更
<p>1.1.6 遵守すべき法令等</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1)会計法（平成18年6月改正 法律第53号）</p> <p>(2)建設業法（平成26年6月改正 法律第69号）</p> <p>(3)下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）</p> <p>(4)労働基準法（平成27年5月改正 法律第31号）</p> <p>(5)労働安全衛生法（平成29年5月改正 法律第41号）</p> <p>(6)作業環境測定法（平成26年6月改正 法律第82号）</p> <p>(7)じん肺法（平成26年6月改正 法律第82号）</p> <p>(8)雇用保険法（平成28年6月改正 法律第63号）</p>	<p>1.1.6 遵守すべき法令等</p> <p>1 受注者は、当該維持補修工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1)会計法（平成18年6月改正 法律第53号）</p> <p>(2)建設業法（平成26年6月改正 法律第69号）</p> <p>(3)下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）</p> <p>(4)労働基準法（平成27年5月改正 法律第31号）</p> <p>(5)労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）</p> <p>(6)作業環境測定法（平成26年6月改正 法律第82号）</p> <p>(7)じん肺法（平成26年6月改正 法律第82号）</p> <p>(8)雇用保険法（平成28年6月改正 法律第63号）</p>	変更
<p>(9)労働者災害補償保険法（平成27年5月改正 法律第17号）</p> <p>(10)健康保険法（平成30年7月改正 法律第79号）</p> <p>(11)中小企業退職金共済法（平成28年6月改正 法律第66号）</p> <p>(12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成30年7月改正 法律第71号）</p> <p>(13)出入国管理及び難民認定法（平成28年11月改正 法律第89号）</p> <p>(14)道路法（平成30年3月改正 法律第6号）</p> <p>(15)道路交通法（平成29年6月改正 法律第52号）</p>	<p>(9)労働者災害補償保険法（平成27年5月改正 法律第17号）</p> <p>(10)健康保険法（平成28年12月改正 法律第114号）</p> <p>(11)中小企業退職金共済法（平成28年6月改正 法律第66号）</p> <p>(12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成28年5月改正 法律第47号）</p> <p>(13)出入国管理及び難民認定法（平成28年11月改正 法律第89号）</p> <p>(14)道路法（平成28年3月改正 法律第19号）</p> <p>(15)道路交通法（平成27年9月改正 法律第76号）</p>	

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>(16)道路運送法(平成28年12月改正 法律第106号)</p> <p>(17)道路運送車両法(平成29年5月改正 法律第40号)</p> <p>(18)砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(19)地すべり等防止法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(20)河川法(平成29年5月改正 法律第31号)</p> <p>(21)海岸法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(22)港湾法(平成29年6月改正 法律第55号)</p> <p>(23)港則法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(24)漁港漁場整備法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(25)下水道法(平成27年5月改正 法律第22号)</p> <p>(26)航空法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(27)公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(28)軌道法(平成18年3月改正 法律第19号)</p> <p>(29)森林法(平成30年6月改正 法律第35号)</p> <p>(30)環境基本法(平成26年5月改正 法律第46号)</p> <p>(31)火薬類取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(32)大気汚染防止法(平成27年6月改正 法律第41号)</p> <p>(33)騒音規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(34)水質汚濁防止法(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(35)湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(36)振動規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成29年6月改正 法律第61号)</p> <p>(38)文化財保護法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(39)砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(40)電気事業法(平成28年6月改正 法律第59号)</p>	<p>(16)道路運送法(平成28年12月改正 法律第106号)</p> <p>(17)道路運送車両法(平成28年11月改正 法律第86号)</p> <p>(18)砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(19)地すべり等防止法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(20)河川法(平成27年5月改正 法律第22号)</p> <p>(21)海岸法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(22)港湾法(平成28年5月改正 法律第45号)</p> <p>(23)港則法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(24)漁港漁場整備法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(25)下水道法(平成27年5月改正 法律第22号)</p> <p>(26)航空法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(27)公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(28)軌道法(平成18年3月改正 法律第19号)</p> <p>(29)森林法(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(30)環境基本法(平成26年5月改正 法律第46号)</p> <p>(31)火薬類取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(32)大気汚染防止法(平成27年6月改正 法律第41号)</p> <p>(33)騒音規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(34)水質汚濁防止法(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(35)湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(36)振動規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成27年7月改正 法律第58号)</p> <p>(38)文化財保護法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(39)砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(40)電気事業法(平成28年6月改正 法律第59号)</p>	
<p>(41)消防法(平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(42)測量法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(43)建築基準法(平成30年6月改正 法律第67号)</p> <p>(44)都市公園法(平成29年5月改正 法律第26号)</p> <p>(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)</p> <p>(46)土壌汚染対策法(平成29年5月改正 法律第33号)</p>	<p>(41)消防法(平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(42)測量法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(43)建築基準法(平成28年6月改正 法律第72号)</p> <p>(44)都市公園法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)</p> <p>(46)土壌汚染対策法(平成26年6月改正 法律第51号)</p>	

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>(47) 駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)</p> <p>(48) 海上交通安全法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)</p> <p>(49) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)</p> <p>(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)</p> <p>(51) 船員法 (平成 29 年 4 月改正 法律第 21 号)</p> <p>(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(53) 船舶安全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(54) 自然環境保全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(55) 自然公園法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(58) 河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)</p> <p>(59) 技術士法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(60) 漁業法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(61) 空港法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)</p> <p>(62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(63) 厚生年金保険法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号)</p> <p>(64) 航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)</p> <p>(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)</p> <p>(67) 職業安定法 (平成 29 年 3 月改正 法律第 14 号)</p> <p>(68) 所得税法 (平成 30 年 1 月改正 法律第 7 号)</p> <p>(69) 水産資源保護法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 70 号)</p>	<p>(47) 駐車場法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 122 号)</p> <p>(48) 海上交通安全法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)</p> <p>(49) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)</p> <p>(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 73 号)</p> <p>(51) 船員法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(53) 船舶安全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(54) 自然環境保全法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(55) 自然公園法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(58) 河川法施行法 抄 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)</p> <p>(59) 技術士法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(60) 漁業法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(61) 空港法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)</p> <p>(62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(63) 厚生年金保険法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号)</p> <p>(64) 航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)</p> <p>(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)</p> <p>(67) 職業安定法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)</p> <p>(68) 所得税法 (平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号)</p> <p>(69) 水産資源保護法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 70 号)</p>	
<p>(70) 船員保険法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 52 号)</p> <p>(71) 著作権法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 70 号)</p> <p>(72) 電波法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 102 号)</p> <p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 40 号)</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 29 年 3 月改正 法律第 14 号)</p> <p>(75) 農薬取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 53 号)</p>	<p>(70) 船員保険法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号)</p> <p>(71) 著作権法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(72) 電波法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号)</p> <p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 40 号)</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号)</p> <p>(75) 農薬取締法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p>	

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>(76)毒物及び劇物取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月法律第41号)</p> <p>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月法律第56号)</p> <p>(79)警備業法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(80)個人情報の保護に関する法律(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成30年5月改正 法律第32号)</p> <p>(82)車両制限令(平成26年5月改正 政令第187号)</p> <p>(83)道路交通法施行令(平成30年1月改正 政令第1号)</p> <p>(84)電気工事士法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(85)電気通信事業法(平成30年5月改正 法律第24号)</p> <p>(86)有線電気通信法(平成27年5月改正 法律第26号)</p> <p>(87)電気用品安全法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p><u>(88)気象業務法(平成26年6月13日改正 法律第69号)</u></p> <p><u>(89) その他の関係法令等</u></p> <p>2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p><u>4 設計図書に示される要領・基準等の改訂等が実施された場合には、その適用について受発注者間の協議により決定しなければならない。</u></p>	<p>(76)毒物及び劇物取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月法律第50号)</p> <p>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月法律第56号)</p> <p>(79)警備業法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(80)個人情報の保護に関する法律(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(82)車両制限令(平成26年5月改正 政令第187号)</p> <p>(83)道路交通法施行令(平成28年7月改正 政令第258号)</p> <p>(84)電気工事士法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(85)電気通信事業法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(86)有線電気通信法(平成27年5月改正 法律第26号)</p> <p>(87)電気用品安全法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該維持補修工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p>	
1.1.7 書類の提出	1.1.7 書類の提出	
1 受注者は、提出書類を当社制定の「工事関係様式集」及び「電子納品等運用ガイドライン」に基づいて、提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。	1 受注者は、提出書類を設計図書又は、「工事関係様式集」に基づいて、提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。	変更
1.1.8 受注者相互の協力	1.1.8 受注者相互の協力	
1 受注者は、監督職員と相互に協力し、適切かつ合理的な方法により工事を安全かつ速やかに完成しなければならない。	1 受注者は、監督職員と相互に協力し、適切かつ合理的な方法により工事を安全かつ速やかに完成しなければならない。	
2 受注者は、維持補修契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、ガス施設等の工事及び国、都、県、区市町村またはその他の公共団体の施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。	2 受注者は、維持補修契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、ガス施設等の工事及び国、都、県、区市又はその他の公共団体の施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。	変更

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>1.1.9 官公庁等への手続き等</p> <p>1 受注者は、工事期間中、関係官公庁その他の関係機関との連絡を保たなければならない。</p> <p><u>2 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、諸手続きに許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p><u>5 受注者は、工事施工にあたり、地域住民等との間に紛争が生じないように努めなければならない。</u></p> <p><u>6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意を持ってその解決にあたらなければならない。</u></p> <p><u>7 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。</u></p> <p><u>8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</u></p>	<p>1.1.9 関係官公署等への手続き等</p> <p>1 受注者は、維持補修工事期間中、関係官公署その他の関係機関及び地元住民等と緊密な連絡及び十分な協調を保たなければならない。</p> <p>2 受注者は、維持補修工事の施工に当たり、法令若しくは条例又は設計図書の定めにより、受注者が行うべき履行上必要な関係官公署への届出等を行うときは、自らの責任と費用により迅速に処理しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項に規定する届出等に際しては、事前にその内容を記載した文書により報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</p> <p>4 受注者は、常に届出又は許可の条件を把握して維持補修工事を施工するとともに、その実施状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</p> <p>5 受注者は、地域住民等から維持補修工事の施工に対する理解と協力を得られるよう努めるとともに、地域住民等との間に紛争が生じないように努め、苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。また、その内容について後日紛争とならないよう文書にて記録を残す等明確にしておくとともに、状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</p> <p>6 受注者は、国、都、県、区市その他の公共団体及び地域住民等と維持補修工事の施工上必要な協議を、受注者の行うべきものについては自らの責任において行うものとする。受注者は、協議に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの協議に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p>	<p>変更</p>
<p>1.1.10 資料作成作業の協力</p>	<p>1.1.10 資料作成作業の協力</p>	
		(略)
<p>3 受注者は、当社が自ら<u>また</u>は当社が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。</p>	<p>3 受注者は、当社が自ら又は当社が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。</p>	<p>変更</p>
<p>4 受注者は、当該当社の実施する施工実態調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p>	<p>4 受注者は、当該維持補修工事が当社の実施する施工実態調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p>	
<p>5 第1項～第4項に定める資料等の作成に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>5 第1項～第4項に定める資料等の作成に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	
<p>1.1.11 一括委任<u>また</u>は一括下請負の禁止</p>	<p>1.1.11 一括委任又は一括下請負の禁止</p>	<p>変更</p>
<p>維持補修契約書第4条に規定する「主たる部分<u>また</u>は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事」については、設計図書に基づき、発注者が判断するものとする。</p>	<p>維持補修契約書第4条に規定する「主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事」については、設計図書に基づき、発注者が判断するものとする。</p>	<p>変更</p>
<p>1.1.12 受任者<u>また</u>は下請負人の通知</p>	<p>1.1.12 受任者又は下請負人の通知</p>	<p>変更</p>
<p>受注者は、維持補修契約書第6条により発注者が受任者<u>また</u>は下請負人の通知の請求をした場合は、「下請負人(受任者)通知書」を提出しなければならない。</p>	<p>受注者は、維持補修契約書第6条により発注者が受任者又は下請負人の通知の請求をした場合は、「下請負人(受任者)通知書」を提出しなければならない。</p>	<p>変更</p>
<p>1.1.13 の下請負</p>	<p>1.1.13 維持補修工事の下請負</p>	
<p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。<u>なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</u></p>	<p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p>	<p>追加</p>

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
(1) 受注者が、の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	(1) 受注者が、維持補修工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	
(2) 下請負人が当社の競争参加資格者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。	(2) 下請負人が当社の競争参加資格者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。	
(3) 下請負人は、当該下請負の施工能力を有すること。	(3) 下請負人は、当該下請負維持補修工事の施工能力を有すること。	
1.1.14 施工体制台帳等	1.1.14 施工体制台帳等	
1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体制台帳等通知書により施工体制台帳の写しを提出しなければならない。	1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って施工体制台帳を作成し、工事現場(補修基地を含む)に備えるとともに、下請負契約後7日以内に「施工体制台帳等通知書」を提出しなければならない。	変更
2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。	2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。	
(1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項	(1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項	
(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名	(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名	
	(3) 監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真	削除
<u>(3)</u> 一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期	(4) 一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期	変更
3 第1項の請負者は、国土交通省令に従って各下請負者の施工の分担関係を表示した「施工体系図」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。	3 第1項の請負者は、国土交通省令に従って各下請負者の施工の分担関係を表示した「施工体系図」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。	
4 第1項の請負者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び専門技術者(専任している場合に限る)に、工事現場内において工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。 <u>名札は図-1.1を標準とする。</u>	4 第1項の請負者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び専門技術者(専任している場合に限る)に、工事現場内において工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。	追加
		追加
<u>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。</u>		追加
<u>[注2] 所属会社の社印とする。</u>		追加
<u>図-1.1 名札の標準図</u>		追加
5 第1項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに提出しなければならない。	5 第1項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに提出しなければならない。	
1.1.15 監督職員の権限及びその行使	1.1.15 監督職員の権限及びその行使	
1 総括監督員	1 総括監督員	
(1) 総括監督員は、維持補修契約書第7条第2項に規定する権限を有する。	(1) 総括監督員は、維持補修契約書第7条第2項に規定する権限を有する。	
(2) 総括監督員は、決定、指示 <u>また</u> は協議において、 <u>当社</u> の判断を行う者である。	(2) 総括監督員は、決定、指示 <u>又</u> は協議において、 <u>発注者</u> の判断を行う者である。	変更
(3) 総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を通知するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。	(3) 総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を通知するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。	

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
(4) 総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。	(4) 総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。	
イ 維持補修契約書第2条の規定に基づき行う関連工事の調整	イ 維持補修契約書第2条の規定に基づき行う関連工事の調整	
ロ 維持補修契約書第6条の規定に基づき行う受任者 また は下請負人の通知の請求	ロ 維持補修契約書第6条の規定に基づき行う受任者 又 は下請負人の通知の請求	変更
ハ 維持補修契約書第8条第1項の規定に基づく通知の受理	ハ 維持補修契約書第8条第1項の規定に基づく通知の受理	
ニ 維持補修契約書第9条の規定に基づき行われる履行報告の受理	ニ 維持補修契約書第9条の規定に基づき行われる履行報告の受理	
ホ 維持補修契約書第13条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づき行う貸与品の取扱い	ホ 維持補修契約書第13条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づき行う貸与品の取扱い	
ヘ 維持補修契約書第14条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分 また は補修基地の修復若しくは取片付け	ヘ 維持補修契約書第14条第4項の規定に基づき 乙 に代わって行う物件の処分 又 は補修基地の修復若しくは取片付け	変更
ト 維持補修契約書第14条第5項の規定に基づき行う受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定	ト 維持補修契約書第14条第5項の規定に基づき行う 乙 のとるべき措置の期限、方法等の決定	変更
チ 維持補修契約書第16条第3項の規定に基づき行う調査結果の通知	チ 維持補修契約書第16条第3項の規定に基づき行う調査結果の通知	
リ 維持補修契約書第18条の規定に基づき行う工事の全部 また は一部の施工の一時中止の通知	リ 維持補修契約書第18条の規定に基づき行う工事の全部 又 は一部の施工の一時中止の通知	変更
ヌ 維持補修契約書第21条第2項の規定に基づき行う指示工期変更の受発注者協議開始日の通知	ヌ 維持補修契約書第21条第2項の規定に基づき行う指示工期変更の 甲乙 協議開始日の通知	変更
ル 維持補修契約書第22条第2項の規定に基づき行う契約単価の変更の受発注者協議開始日の通知	ル 維持補修契約書第22条第2項の規定に基づき行う契約単価の変更の 甲乙 協議開始日の通知	削除
ヲ 維持補修契約書第23条第3項の規定に基づく契約単価の変更の受発注者協議が整わない場合の契約単価の通知	ヲ 維持補修契約書第23条第3項の規定に基づく契約単価の変更の 甲乙 協議が整わない場合の契約単価の通知	変更
リ 維持補修契約書第27条第1項の規定に基づき行う不可抗力による損害の報告受領	リ 維持補修契約書第27条第1項の規定に基づき行う不可抗力による損害の報告受領	
カ 維持補修契約書第27条第2項の規定に基づき行う不可抗力による損害の状況確認及び結果の通知	カ 維持補修契約書第27条第2項の規定に基づき行う不可抗力による損害の状況確認及び結果の通知	
2 主任監督員	2 主任監督員	
(1) 総括監督員は、工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。	(1) 総括監督員は、工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。	
(2) 主任監督員は、契約 図 書の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾 また は協議を行うことができる。	(2) 主任監督員は、契約書類の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾 又 は協議を行うことができる。	変更
(3) 主任監督員は、契約 図 書において現場監督員の立会の上施工するものと指定された工事のほか、主任監督員が必要と認める工事についても随時立会、 また は担当監督員に命じて立会わせることができる。	(3) 主任監督員は、契約書類において現場監督員の立会の上施工するものと指定された工事のほか、主任監督員が必要と認める工事についても随時立会、 又 は担当監督員に命じて立会わせることができる。	変更
(4) 主任監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。	(4) 主任監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。	
イ 維持補修契約書第2条の規定に基づき行う関連工事の調整	イ 維持補修契約書第2条の規定に基づき行う関連工事の調整	
ロ 維持補修契約書第6条の規定に基づき行う受任者 また は下請負人の通知の請求	ロ 維持補修契約書第6条の規定に基づき行う受任者 又 は下請負人の通知の請求	変更
ハ 維持補修契約書第7条第2項に掲げる権限	ハ 維持補修契約書第7条第2項に掲げる権限	
ニ 維持補修契約書第7条第4項に掲げる行為	ニ 維持補修契約書第7条第4項に掲げる行為	
ホ 維持補修契約書第7条第5項に掲げる受領行為	ホ 維持補修契約書第7条第5項に掲げる受領行為	
ヘ 維持補修契約書第9条の規定に基づき行われる履行報告の受理	ヘ 維持補修契約書第9条の規定に基づき行われる履行報告の受理	
ト 維持補修契約書第11条第2項に掲げる工事材料の検査等	ト 維持補修契約書第11条第2項に掲げる工事材料の検査等	

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
チ 維持補修契約書第12条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会	チ 維持補修契約書第12条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会	
リ 維持補修契約書第12条第4項に掲げる請求	リ 維持補修契約書第12条第4項に掲げる請求	
ヌ 維持補修契約書第12条第6項に掲げる行為	ヌ 維持補修契約書第12条第6項に掲げる行為	
ル 維持補修契約書第13条第2項に掲げる検査	ル 維持補修契約書第13条第2項に掲げる検査	
ヲ 維持補修契約書第16条第2項に掲げる調査	ヲ 維持補修契約書第16条第2項に掲げる調査	
ワ 維持補修契約書第24条第1項、第2項、及び第3項に掲げる権限	ワ 維持補修契約書第24条第1項、第2項、及び第3項に掲げる権限	
3 担当監督員	3 担当監督員	
(1) 総括監督員は、工事の施工について監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員 また は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。	(1) 総括監督員は、工事の施工について監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員 又 は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。	変更
(2) 担当監督員は、主任監督員の指示に基づき、契約 図 書に定める検査及び立会（確認を含む）を行うことができる。	(2) 担当監督員は、主任監督員の指示に基づき、契約 書 類に定める検査及び立会（確認を含む）を行うことができる。	変更
(3) 担当監督員は、主任監督員の指示に基づき、工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な指示を行うことができる。	(3) 担当監督員は、主任監督員の指示に基づき、工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な指示を行うことができる。	
(4) 担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の指示に基づき行うものとする。	(4) 担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の指示に基づき行うものとする。	
イ 維持補修契約書第7条第2項第2号に掲げる権限	イ 維持補修契約書第7条第2項第2号に掲げる権限	
ロ 維持補修契約書第11条第2項に掲げる工事材料の検査等	ロ 維持補修契約書第11条第2項に掲げる工事材料の検査等	
ハ 維持補修契約書第12条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会	ハ 維持補修契約書第12条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会	
ニ 維持補修契約書第12条第4項に掲げる請求	ニ 維持補修契約書第12条第4項に掲げる請求	
ホ 維持補修契約書第12条第6項に掲げる行為	ホ 維持補修契約書第12条第6項に掲げる行為	
ヘ その他主任監督員が必要と認める事項	ヘ その他主任監督員が必要と認める事項	
4 施行管理員	4 施行管理員	
総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。	総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。	
5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による指示 また は承諾を行ったときは、受注者は、当該指示 また は承諾に従わなければならない。	5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による指示 又 は承諾を行ったときは、受注者は、当該指示 又 は承諾に従わなければならない。	変更
6 前項の口頭による指示 また は承諾は、当該指示 また は承諾の日から7日以内に、「工事打合せ簿」により、監督職員と受注者の間において確認されなければならない。	6 前項の口頭による指示 又 は承諾は、当該指示 又 は承諾の日から7日以内に、「工事打合せ簿」により、監督職員と受注者の間において確認されなければならない。	変更
1.1.16 現場代理人及び主任技術者等	1.1.16 現場代理人及び主任技術者等	
1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。） また は専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者、を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に「経歴書」を添えて提出しなければならない。	1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。） 又 は専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者、 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者 （以下「元方安全衛生管理者」という。） を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に	変更

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
	「経歴書」を添えて提出しなければならない。	
	2 受注者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者（以下「元方安全衛生管理代理者」という。）をあらかじめ定め、契約締結後14日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」により提出しなければならない。	
2 維持補修契約書第8条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者 <u>また</u> は監理技術者は受注者に所属する者とする。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。	3 維持補修契約書第8条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者 <u>又</u> は監理技術者、<u>総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者</u>は受注者に所属する者とする。ただし、<u>統括安全衛生責任者は、1.5.2 第6項に該当する場合は、この限りではない。</u>なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。	
3 受注者は、入札前に技術資料を提出した工事にあつては現場代理人、主任技術者 <u>また</u> は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。	4 受注者は、入札前に技術資料を提出した工事にあつては現場代理人、主任技術者 <u>又</u> は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。	
なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、現場代理人等の「変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに、特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。	なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、現場代理人等の「変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに、特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。	
ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。	ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。	
(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合	(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合	
(2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合	(2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合	
(3) 契約工期が多年に及ぶ場合	(3) 契約工期が多年に及ぶ場合	
4 受注者は、第1項の現場代理人等を変更した場合は、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。	5 受注者は、第1項の現場代理人等を変更した場合は、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。	
5 受注者は、第1項の現場代理人、主任技術者 <u>また</u> は監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、 <u>建設業法第26条の規定によるほか、軽微な工事を除き、次のいずれかの資格を有する者</u> を選定しなければならない。	6 受注者は、第1項の現場代理人、主任技術者 <u>又</u> は監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、 <u>次に掲げるもの</u> を選定しなければならない。	
(1) 現場代理人	(1) 現場代理人	
建設業法第19条の2に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。	建設業法第19条の2に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。	
(2) 主任技術者	(2) 主任技術者	
建設業法第26条に規定する者で、軽微な工事を除き <u>イ また</u> は口に掲げる資格を有する者を選定すること。	建設業法第26条に規定する者で、軽微な工事を除き <u>イ <u>又</u></u> は口に掲げる資格を有する者を選定すること。	
イ 建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3の規定による技術検定のうち、1級 <u>また</u> は2級の電気工事施工管理に関する検定種目に合格した者	イ 建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3の規定による技術検定のうち、1級 <u>又</u> は2級の電気工事施工管理に関する検定種目に合格した者	
ロ 技術士法第6条及び技術士法施行規則第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門 <u>また</u> は電気電子部門に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者	ロ 技術士法第6条及び技術士法施行規則第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門 <u>又</u> は電気電子部門に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者	

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
ハ 電気工事士法第6条及び電気工事士法施行令第7条の規定による試験に合格し、かつ、3年以上の実務経験を経た者	ハ 電気工事士法第6条及び電気工事士法施行令第7条の規定による試験に合格し、かつ、3年以上の実務経験を経た者	
ニ 電気事業法第45号及び電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第6条の規定による試験に合格し、かつ、5年以上の実務経験を経た者	ニ 電気事業法第45号及び電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第6条の規定による試験に合格し、かつ、5年以上の実務経験を経た者	
(3) 監理技術者	(3) 監理技術者	
建設業法第26条第2項に規定する技術者	建設業法第26条第2項に規定する技術者	
(4) 専門技術者	(4) 専門技術者	
建設業法第26条の2に規定する技術者	建設業法第26条の2に規定する技術者	
6 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を携帯しなければならない。監督職員から提示を求められたときは、これに従わなければならない。	7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を携帯しなければならない。監督職員から提示を求められたときは、これに従わなければならない。	
	8 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第2項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。	
	(1) 総括安全衛生監理者	
	受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者	
	(2) 統括安全衛生責任者	
	労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)	
	(3) 元方安全衛生管理者	
	労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者	
	(4) 元方安全衛生管理代理者	
	労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者	
1.1.17 専任技術者	1.1.17 専任技術者	
1 受注者は、1.1.16 現場代理人及び主任技術者等 の規定のほかに、設計図書に定めのある場合は、専任技術者を定め、当該工種の着手前に、「専任技術者選定通知書」を監督職員に提出しなければならない。なお、当該専任技術者が複数の工種の資格を有しているときは、これらを兼ねることができるものとする。	1 受注者は、1.1.16の規定のほかに、設計図書に定めのある場合は、専任技術者を定め、当該工種の着手前に、「専任技術者選定通知書」を監督職員に提出しなければならない。なお、当該専任技術者が複数の工種の資格を有しているときは、これらを兼ねることができるものとする。	追加
2 受注者は、専任技術者を、 設計図書 に定めのある工事の 施工指示 履行期間中現場に常駐させ、品質及び出来形管理の向上を図らなければならない。	2 受注者は、専任技術者を、 設計図書 に定めのある工事の 施工指示 履行期間中現場に常駐させ、品質及び出来形管理の向上を図らなければならない。	
3 専任技術者の資格は、維持補修工事共通仕様書の各章で定めているそれぞれの資格を有する者とする。	3 専任技術者の資格は、維持補修工事共通仕様書の各章で定めているそれぞれの資格を有する者とする。	
		(略)
1.1.19 施工指示書	1.1.19 施工指示書	

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
1 受注者は、維持補修契約書第5条第2項に基づき、契約責任者補助者が発行する「施工指示書」により、工事を行わなければならない。ただし、緊急を要する理由により監督職員が、受注者に対して口頭による施工指示を行った場合には、受注者は、その施工指示に従うものとする。	1 受注者は、維持補修契約書第5条第2項に基づき、契約責任者補助者が発行する「施工指示書」により、工事を行わなければならない。ただし、緊急を要する理由により監督職員が、受注者に対して口頭による施工指示を行った場合には、受注者は、その施工指示に従うものとする。	
2 監督職員が口頭による施工指示を行った場合には、現場代理人は、「〇月分緊急応急対策確認書」及び「〇月分緊急応急対策出動報告確認簿」により、施工した結果を1月ごとにとりまとめて、主任監督員に確認をしなければならない。	2 監督職員が口頭による施工指示を行った場合には、現場代理人は、「〇月分緊急応急対策確認書」及び「〇月分緊急応急対策出動報告確認簿」により、施工した結果を1月ごとにとりまとめて、主任監督員に確認をしなければならない。	
3 総括監督員が、補修工事契約書第16条及び第17条の規定に基づく設計図書の変更 また は訂正の通知を行う場合並びに、補修工事契約書第18条の規定に基づく工事の中止を通知する場合は、通知書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、請負者に対して口頭による指示を行った場合においては、契約責任者の補助者にその指示の内容の確認を求められることができる。	3 総括監督員が、補修工事契約書第16条及び第17条の規定に基づく設計図書の変更 又 は訂正の通知を行う場合並びに、補修工事契約書第18条の規定に基づく工事の中止を通知する場合は、通知書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、請負者に対して口頭による指示を行った場合においては、契約責任者の補助者にその指示の内容の確認を求められることができる。	変更
4 受注者は「施工指示書」に基づき維持補修工事を実施した後に、「維持補修工事書」を提出しなければならない。	4 受注者は「施工指示書」に基づき維持補修工事を実施した後に、「維持補修工事書」を提出しなければならない。	
		(略)
1.1.22 補修基地の使用	1.1.22 補修基地の使用	
1 受注者は、維持補修契約書第14条第1項に規定する補修基地は設計図書に「貸与する」旨が記載されている場合は無償で使用することができる。ただし、使用途中において当社が返還を要求したときは、これに従わなければならない。	1 受注者は、維持補修契約書第14条第1項に規定する補修基地は設計図書に「貸与する」旨が記載されている場合は無償で使用することができる。ただし、使用途中において当社が返還を要求したときは、これに従わなければならない。	
2 受注者は、前項の補修基地を専ら工事の施工の目的として使用しなければならない。	2 受注者は、前項の補修基地を専ら工事の施工の目的として使用しなければならない。	
3 受注者は、補修基地を使用するときは、「基地使用許可申請書」を提出し、承諾を得なければならない。ただし、使用途中において、その使用方法の変更 また は一部返還を監督職員が指示したときは、受注者は、これに従わなければならない。	3 受注者は、補修基地を使用するときは、「基地使用許可申請書」を提出し、承諾を得なければならない。ただし、使用途中において、その使用方法の変更 又 は一部返還を監督職員が指示したときは、受注者は、これに従わなければならない。	変更
1.1.23 受注者が確保すべき用地等	1.1.23 受注者が確保すべき用地等	
1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が使用する用地等については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上 受注者が 必要とする用地とは、営繕用地（ 受注者の 現場事務所、宿舍、駐車場）及び専ら受注者が使用する用地等に伴う借地等をいう。	1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び 維持補修 工事の施工上受注者が使用する用地等については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、 維持補修 工事の施工上必要とする用地とは、営繕用地（ 請負者の 現場事務所、宿舍、駐車場）及び専ら受注者が使用する用地等に伴う借地等をいう。	変更
2 受注者は、工事の施工に必要な営繕用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を請求することができない。	2 受注者は、 維持補修 工事の施工に必要な営繕用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を請求することができない。	削除
3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情 また は紛争が生じないように努めなければならない。	3 受注者は、 維持補修 工事の施工上必要な土地等を第三者から借用 又は買収 したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情 又は は紛争が生じないように努めなければならない。	変更
		(略)
1.1.25 受注者の異議申立書の提出	1.1.25 受注者の異議申立書の提出	
1 受注者 また は現場代理人は、発注者 また は監督職員からの指示に異議があるときは、10日以内に、発注者 また は監督職員に「異議申立書」を提出することができる。	1 受注者 又 は現場代理人は、発注者 又は 監督職員からの指示に異議があるときは、10日以内に、発注者 又は 監督職員に「異議申立書」を提出することができる。	変更
2 前項の「異議申立書」の提出があったときは、発注者 また は監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者 また は現場代理人と協議しなければならない。	2 前項の「異議申立書」の提出があったときは、発注者 又は 監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者 又は は現場代理人と協議しなければならない。	変更
3 受注者は、前2項の「異議申立書」を提出したときであっても、1.1.26により総括監督員が工事の中止を	3 受注者は、前2項の「異議申立書」を提出したときであっても、1.1.26により総括監督員が 維持補修 工事	変更

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
通知したときを除き、工事の全部 また は一部を中止してはならない。	の中止を通知したときを除き、 維持補修 工事の全部 又 は一部を中止してはならない。	
4 受注者 また は現場代理人が、「異議申立書」を第1項に定める期間内に発注者 また は監督職員に提出しなかったときは、通知を承諾したものとみなす。	4 受注者 又 は現場代理人が、「異議申立書」を第1項に定める期間内に発注者 又 は監督職員に提出しなかったときは、通知を承諾したものとみなす。	変更
1.1.26 工事の中止	1.1.26 維持補修工事の中止	削除
1 総括監督員は、維持補修契約書第18条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部 また は一部の施工について一時中止を命じることができる。	1 総括監督員は、維持補修契約書第18条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、 維持補修 工事の全部 又 は一部の施工について一時中止を命じることができる。	変更
(1) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合。	(1) 関連する他の工事の進捗が遅れたため 維持補修 工事の続行を不適当と認めた場合。	削除
(2) 維持補修工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当 また は不可能となった場合。	(2) 維持補修工事着手後、環境問題等の発生により 維持補修 工事の続行が不適当 又 は不可能となった場合。	変更
(3) 第三者、請負者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。	(3) 第三者、請負者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。	
(4) 天候条件の変化により、作業が不適当な場合。	(4) 天候条件の変化により、作業が不適当な場合。	
(5) 交通渋滞が激しく、作業の続行が困難な場合。	(5) 交通渋滞が激しく、作業の続行が困難な場合。	
(6) 受注者が契約 図 書に違反した場合、 また は監督職員の指示に従わない場合。	(6) 受注者が契約書類に違反した場合、 又 は監督職員の指示に従わない場合。	変更
2 受注者は、工事中止期間において、工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その工事の維持保全に努めるとともに、工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。	2 受注者は、 維持補修 工事中止期間において、 維持補修 工事の出来形部分、 維持補修 工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、 維持補修 工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その 維持補修 工事の維持保全に努めるとともに、 維持補修 工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。	削除
3 工事の一時中止については「工事一時中止ガイドライン(首都高速道路株式会社)」を遵守して行うものとする。	3 工事の一時中止については「工事一時中止ガイドライン(首都高速道路株式会社)」を遵守して行うものとする。	
		(略)
1.1.29 工事の完成	1.1.29 維持補修工事の完成	削除
1 受注者は、施工指示書に係る工事が完成したときは、維持補修契約書第28条第1項の規定に基づき、直ちに「工事完成届」を提出しなければならない。	1 受注者は、施工指示書に係る 維持補修 工事が完成したときは、維持補修契約書第28条第1項の規定に基づき、直ちに「 維持補修 工事完成届」を提出しなければならない。	削除
2 工事の完成日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。	2 維持補修 工事の完成日とは 維持補修 工事が完成した日をいい、 維持補修 工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。	削除
(1) 施工指示書により指示された工事が完成していること。	(1) 施工指示書により指示された 維持補修 工事が完成していること。	削除
(2) 維持補修契約書第15条第1項に基づく改造が完了していること。	(2) 維持補修契約書第15条第1項に基づく改造が完了していること。	
(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。	(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。	
(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、設計図書に次に掲げる書類等について設計図書に特別に定められている場合 また は監督職員が指示する場合は、その定めに従わなければならない。	(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、設計図書に次に掲げる書類等について設計図書に特別に定められている場合 又 は監督職員が指示する場合は、その定めに従わなければならない。	変更
イ 施工指示書(写し)	イ 施工指示書(写し)	
ロ 維持補修工事書	ロ 維持補修工事書	
ハ 維持補修工事完成届	ハ 維持補修工事完成届	

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
ニ 施工計画書及び作業計画書	ニ 施工計画書及び作業計画書	
ホ 実施工程表	ホ 実施工程表	
ヘ 工事打合せ簿	ヘ 工事打合せ簿	
ト 工事週報等	ト 工事週報等	
チ 材料検査に関する書類	チ 材料検査に関する書類	
リ 貸与品に関する書類	リ 貸与品に関する書類	
ヌ 図面及び出来形図表	ヌ 図面及び出来形図表	
ル 現場検査カード	ル 現場検査カード	
ヲ 工事写真	ヲ 工事写真	
ヲ 材料計算書	ヲ 材料計算書	
<u>カ 管理カード</u>	カ 「保全情報管理システム管理カード作成仕様書」(首都高速道路株式会社平成22年7月制定)に基づき作成した管理カード	変更
ヨ 工事完了明細報告書	ヨ 工事完了明細報告書	
タ その他検査に必要な書類、記録等	タ その他検査に必要な書類、記録等	
3 維持補修契約書第32条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ維持補修契約書第28条第2項及び第6項に規定するものをいう。	3 維持補修契約書第32条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ維持補修契約書第28条第2項及び第6項に規定するものをいう。	
遅延日数 = (工事完成届受領日 - 指示工期末日)	遅延日数 = (維持補修 工事完成届受領日 - 指示工期末日)	削除
+ (修補完了通知書受領日 - 不合格の通知日)	+ (修補完了通知書受領日 - 不合格の通知日)	
4 受注者は、工事が完成したときは <u>管理カードを作成し、電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。</u>	4 受注者は、工事が完成したときは、 当社制定の「工事完了明細報告書作成マニュアル(請負者用)」に基づき、 監督職員から提出された工事完了明細報告書に記入し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、又は請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。 工事完了明細報告書は「電子納品等運用ガイドライン」の対象外とする。	変更
5 受注者は、 <u>工事が完成したときは自らの費用により</u> 工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。 <u>なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。</u> この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、 <u>または</u> 請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書の <u>作成・提出</u> が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。	5 受注者は1.8.2に掲げるしゅん功検査を受検し、合格した場合は「引渡書」とともに工事目的物を引渡すものとする。	変更
6 受注者は1.8.2に掲げるしゅん功検査を受検し、合格した場合は「引渡書」とともに工事目的物を引渡すものとする。	6 受注者は1.8.2に掲げるしゅん功検査を受検し、合格した場合は「引渡書」とともに工事目的物を引渡すものとする。	変更
1.1.30 工事のしゅん功	1.1.30 維持補修 工事のしゅん功	削除
補修工事のしゅん功日とは施工指示書により指示された全ての補修工事が完了した日をいい、補修工事のしゅん功とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。	補修工事のしゅん功日とは施工指示書により指示された全ての補修工事が完了した日をいい、補修工事のしゅん功とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。	
(1) 施工指示書により指示されたすべての補修工事が完成していること。	(1) 施工指示書により指示されたすべての補修工事が完成していること。	
(2) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。また、しゅん功図書については、「電子納品等運用ガイドライン」に基づき完了していること。ただし、設計図書に次に掲げる書類等の提出方法が特別に定められている場合は、その定めに従わなければならない。	(2) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。また、しゅん功図書については、「電子納品等運用ガイドライン」に基づき完了していること。ただし、設計図書に次に掲げる書類等の提出方法が特別に定められている場合は、その定めに従わなければならない。	

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
イ 補修契約書(写し)及び工事請負現場説明書(写し)	イ 補修契約書(写し)及び 維持補修 工事請負現場説明書(写し)	削除
ロ 契約単価表(写し)	ロ 契約単価表(写し)	
ハ 施工指示書(写し)	ハ 施工指示書(写し)	
ニ 維持補修工事書	ニ 維持補修工事書	
ホ 維持補修工事完成届	ホ 維持補修工事完成届	
ヘ 施工計画書及び作業計画書	ヘ 施工計画書及び作業計画書	
ト 実施工程表	ト 実施工程表	
チ 工事打合せ簿	チ 工事打合せ簿	
リ 工事週報等	リ 工事週報等	
ヌ 材料検査に関する書類	ヌ 材料検査に関する書類	
ル 貸与品に関する書類	ル 貸与品に関する書類	
ヲ 出来形図表	ヲ 出来形図表	
ヲ 現場検査カード	ヲ 現場検査カード	
カ 工事写真	カ 工事写真	
ヨ 材料計算書	ヨ 材料計算書	
タ 管理カード	タ 管理カード	
レ その他検査に必要な書類、記録等	レ その他検査に必要な書類、記録等	
		(略)
1.1.32 部分使用	1.1.32 部分使用	
交通規制のもとで施工された維持補修工事目的物の全部 また は一部を、交通規制解除により使用するときは、監督職員の出来形検査を省略することができる。ただし、維持補修契約書第15条及び第28条の規定は適用するものとする。なお、交通の用に供することにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者が損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰する欠陥があった場合は、受注者の負担でこれを修復しなければならない。	交通規制のもとで施工された維持補修工事目的物の全部 又 は一部を、交通規制解除により使用するときは、監督職員の出来形検査を省略することができる。ただし、維持補修契約書第15条及び第28条の規定は適用するものとする。なお、交通の用に供することにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者が損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰する欠陥があった場合は、受注者の負担でこれを修復しなければならない。	変更
		(略)
1.1.37 しゅん功図書	1.1.37 しゅん功図書	
1 受注者は、表1.1の工事内容の各区分に基づきしゅん功図書を作成し、 納品 しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。	1 受注者は、表1.1の維持補修工事内容の各区分に基づきしゅん功図書を作成し、 提出 しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。	変更
2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した工事目的物を第三者に引き渡すため、しゅん功図書の作成方法を設計図書に定めるとき また は監督職員が指示したときは、受注者は、その指示に従わなければならない	2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した維持補修工事目的物を第三者に引き渡すため、しゅん功図書の作成方法を設計図書に定めるとき 又 は監督職員が指示したときは、受注者は、その指示に従わなければならない	変更
1.1.38 コリンズ(CORINS)への登録	1.1.38 コリンズ(CORINS)への登録	

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容												
<p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として工事实績データを作成し、「登録のための確認のお願い」にて監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時には変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p>	<p>受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として工事实績データを作成し、「登録のための確認のお願い」にて監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時には変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p>	変更												
<p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p>	<p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p>													
<p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p>	<p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p>													
<p>また、登録機関への実績登録が完了した際には、「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかにその写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p>また、登録機関への実績登録が完了した際には、「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかにその写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>													
<p>1.1.39 建設副産物</p> <p>1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達 平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について、(建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日)、建設汚泥の再利用に関するガイドライン(国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される維持補修工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェスト)により、適正に処理されている<u>ことを確認するとともに</u>、監督職員が<u>請求</u>したときは、<u>遅滞なく提示</u>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。<u>また、建設副産物実態調査(センサス)についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>7 受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、維持補修工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、維持補修工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。<u>なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供され</u></p>	<p>1.1.39 建設副産物</p> <p>1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達 平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について、(建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日)、建設汚泥の再利用に関するガイドライン(国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される維持補修工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェスト)により、適正に処理されているか確認しなければならない。また、監督職員が<u>必要と認め指示</u>したときは、<u>開覧に供</u>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する工事のうち、当該工事が一定規模以上の工事(表-1.1)の場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</p> <p>表-1.1 一定規模以上の工事</p> <table border="1" data-bbox="1389 1713 2671 1978"> <thead> <tr> <th data-bbox="1389 1713 2030 1759">再生資源利用計画(実施書)の作成</th> <th data-bbox="2030 1713 2671 1759">再生資源利用促進計画(実施書)の作成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1389 1759 2030 1801">次の建設資材を搬入する工事</td> <td data-bbox="2030 1759 2671 1801">次の副産物を搬出する工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1801 2030 1843">1. 土砂……………1,000m³以上</td> <td data-bbox="2030 1801 2671 1843">1. 土砂……………1,000m³以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1843 2030 1885">2. 碎石……………500t以上</td> <td data-bbox="2030 1843 2671 1885">2. コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1885 2030 1927">3. 加熱アスファルト混合物…200t以上</td> <td data-bbox="2030 1885 2671 1927">アスファルト・コンクリート塊——合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="2030 1927 2671 1978">建設発生木材——200t以上</td> </tr> </tbody> </table>	再生資源利用計画(実施書)の作成	再生資源利用促進計画(実施書)の作成	次の建設資材を搬入する工事	次の副産物を搬出する工事	1. 土砂……………1,000m ³ 以上	1. 土砂……………1,000m ³ 以上	2. 碎石……………500t以上	2. コンクリート塊	3. 加熱アスファルト混合物…200t以上	アスファルト・コンクリート塊——合計		建設発生木材——200t以上	変更 変更 削除 削除
再生資源利用計画(実施書)の作成	再生資源利用促進計画(実施書)の作成													
次の建設資材を搬入する工事	次の副産物を搬出する工事													
1. 土砂……………1,000m ³ 以上	1. 土砂……………1,000m ³ 以上													
2. 碎石……………500t以上	2. コンクリート塊													
3. 加熱アスファルト混合物…200t以上	アスファルト・コンクリート塊——合計													
	建設発生木材——200t以上													

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)		改訂内容
<p><u>た電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</u></p> <p>8 受注者は、発生材のうちPCBを含む電気機器については、特別管理産業廃棄物として、以下のとおり処理すること。</p> <p>(1) PCBが飛散、流出及び地下への浸透等がないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、維持補修工事完成後、監督職員に引渡すこと。</p> <p>(2) PCBを含む機器類の取扱い作業は、必ず補修基地内で行い、補修基地外搬出はしない。</p> <p>(3) PCBを含む機器の取扱いについては、(1)及び(2)によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によるものとする。</p> <p>9 受注者は、建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載し、<u>監督職員に提出</u>のうえ、説明しなければならない。</p>	<p>建設汚泥</p> <p>建設混合廃棄物</p>	<p>7 受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、維持補修工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、維持補修工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。</p> <p>8 受注者は、発生材のうちPCBを含む電気機器については、特別管理産業廃棄物として、以下のとおり処理すること。</p> <p>(1) PCBが飛散、流出及び地下への浸透等がないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、維持補修工事完成後、監督職員に引渡すこと。</p> <p>(2) PCBを含む機器類の取扱い作業は、必ず補修基地内で行い、補修基地外搬出はしない。</p> <p>(3) PCBを含む機器の取扱いについては、(1)及び(2)によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によるものとする。</p> <p>9 受注者は、建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載のうえ、説明しなければならない。</p>	
<p>1.1.40 過積載等の防止</p>	<p>1.1.40 過積載等の防止</p>		
<p>1 受注者は、ダンプカー等大型の維持補修工事用資材及び機械などの運搬を伴う維持補修工事については、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法及び車両制限令に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に<u>搬送計画</u>を記載しなければならない。</p>	<p>1 受注者は、ダンプカー等大型の維持補修工事用資材及び機械などの運搬を伴う維持補修工事については、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法及び車両制限令に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に記載しなければならない。</p>		<p><u>追加</u></p>
<p>2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、「道路交通法」第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、「道路交通法」第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>		
<p>3 受注者は、土砂、資材等の運搬に当たっては、ダンプカー等の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p>	<p>3 受注者は、土砂、資材等の運搬に当たっては、ダンプカー等の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p>		
<p>(1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</p>	<p>(1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</p>		
<p>(2) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。</p>	<p>(2) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。</p>		
<p>(3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p>	<p>(3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p>		
<p>(4) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</p>	<p>(4) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</p>		
<p>(5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。</p>	<p>(5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。</p>		
<p>(6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</p>	<p>(6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</p>		

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
(7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、 <u>また</u> はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。	(7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、 又 はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。	変更
(8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。	(8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。	
(9) 下請契約の相手方 <u>また</u> は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者 <u>また</u> は業務に関しダンプカー等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。	(9) 下請契約の相手方 又 は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者 又 は業務に関しダンプカー等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。	変更
(10) 以上のことにつき、下請負契約における受任者を指導すること。	(10) 以上のことにつき、下請負契約における受任者を指導すること。	
1.1.41 特許権等	1.1.41 特許権等	
1 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法 <u>また</u> は施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。	1 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法 又 は施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。	変更
2 受注者は、業務の遂行により発明 <u>また</u> は考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを維持補修工事するための必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。	2 受注者は、業務の遂行により発明 又 は考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを維持補修工事するための必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。	変更
3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除 <u>また</u> は編集して利用することができる。	3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除 又 は編集して利用することができる。	変更
1.1.42 維持補修工事関係者に対する措置請求	1.1.42 維持補修工事関係者に対する措置請求	
1 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	1 発注者 又 は 監督職員は 、現場代理人 （統括安全衛生責任者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。） が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	削除
2 発注者 <u>また</u> は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者、 <u>専任技術者</u> （これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	2 発注者 又 は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者 又 は 統括安全衛生責任者 （これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。） 、総括安全衛生監理者、元方安全衛生管理者、元方安全衛生管理代理者 が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	変更
1.1.43 臨機の措置	1.1.43 臨機の措置	
1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに報告しなければならない。	1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに報告しなければならない。	
2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的 <u>また</u> は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的 又 は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	変更
1.1.44 管理カードの作成	1.1.44 管理カードの作成	
受注者は、「施工指示書」毎の維持補修工事が完成したときは、必要に応じて当社制定の保全情報管理システム管理カード作成仕様書に基づき、自らの費用により管理カードを作成し、しゅん功検査日までに主任監督	受注者は、「施工指示書」毎の維持補修工事が完成したときは、必要に応じて当社制定の保全情報管理システム管理カード作成仕様書に基づき、自らの費用により管理カードを作成し、しゅん功検査日までに主任監督	変更

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、カードの作成を第三者に委託 <u>また</u> は請け負わせてはならない。	員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、カードの作成を第三者に委託 <u>又は</u> は請け負わせてはならない。	
		(略)
第3節 測量および調査	第3節 測量および調査	
1.3.1 現場測量	1.3.1 現場測量	
1 受注者は、設計図書及び監督 <u>職員</u> の指示に従い、工事の施工に先立ち、必要な測量及び測定（既存構造物及び設備を含む）を行い、この結果を速やかに監督 <u>職員</u> に報告しなければならない。	1 受注者は、設計図書及び <u>主任</u> 監督員の指示に従い、工事の施工に先立ち、必要な測量及び測定（既存構造物及び設備を含む）を行い、この結果を速やかに <u>主任</u> 監督員に報告しなければならない。	<u>変更</u>
2 受注者は、設計図書に定められた調査の他、補修工事対象の既存構造物については、自らの責任と費用により調査を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。	2 受注者は、設計図書に定められた調査の他、補修工事対象の既存構造物については、自らの責任と費用により調査を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。	
		(略)
第4節 施工管理	第4節 施工管理	
1.4.1 一般	1.4.1 一般	
<u>1</u> 受注者は、維持補修工事目的物が契約 <u>図書</u> に適合するよう維持補修工事を施工するために、自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。	受注者は、維持補修工事目的物が契約 <u>書類</u> に適合するよう維持補修工事を施工するために、自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。	<u>変更</u>
		(略)
1.4.3 施工計画書	1.4.3 施工計画書	
1 受注者は、 <u>工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出し、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。</u> また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、緊急応急作業及び積雪凍結対策作業については、別途当該各章に規定する「施工計画書」を作成するものとする。	1 受注者は、 <u>契約後、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「施工計画書」を提出しなければならない。</u> また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、緊急応急作業及び積雪凍結対策作業については、別途当該各章に規定する「施工計画書」を作成するものとする。	<u>変更</u>
(1) 工事概要	(1) <u>維持補修</u> 工事概要	
<u>(2) 実施工程表（事前に1.4.2により、監督職員との承諾を得ること。）</u>		
(3) <u>現場組織表</u>	(2) 現場組織 <u>図</u>	
(4)	(3) 緊急時の体制（連絡体制含む）	
	(4) 仮設備計画	
	(5) 保安設備	
	(6) 主要材料（品名、規格、製造業者名を記載する。）	
(5) 主要	(7) 主要機械	
(6) <u>施工方法（主要機械、仮設備計画、保安設備、工事用地等を含む）</u>	(8) <u>施工計画</u>	
<u>(7) 施工管理計画（品質管理、出来形管理、写真管理）</u>		
(8) <u>安全管理</u>	(9) <u>土砂等搬送計画</u>	
(9) <u>緊急時の体制及び対応</u>	(10) <u>工事用道路の維持管理、補修及び使用方法等計画</u>	

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
(10) <u>交通管理</u>		
(11) 環境対策	(11) 環境対策	
(12) <u>現場作業環境の整備</u>	(12)	
	<u>防災対策計画</u>	
	(14) 社内検査体制(工種毎の検査責任者及び検査項目を記載する。)	
	(15) 品質出来形管理体制	
	(16) 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画(1.1.39第3項で規定する工事に該当する場合)	
(13) <u>再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法</u>	(17) 建設廃棄物処理計画	
(14) その他(例:ETC業務用カードの管理等)	(18) その他必要と認められる事項(ETC業務用カードの管理等)	
2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について変更施工計画書の差替えを行い、合わせて削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書を差し込んだことがわかるよう整理すること。	2 受注者は、 「施工計画書」 の内容に変更が生じた場合には、 その都度 当該維持補修工事に着手する前に 「変更施工計画書」 を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について 「変更施工計画書」 の差替えを行い、合わせて削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書を差し込んだことがわかるよう整理すること。	
3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書または変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。	3 受注者は、工種毎の施工体制、細部計画等維持補修工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、 「施工計画書」又は「変更施工計画書」 を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。	
		(略)
1.4.6 作業計画書	1.4.6 作業計画書	
1 受注者は、設計図書に定められているとき、または監督職員からの指示があった場合には、当該作業着手前に、以下の事項を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。	1 受注者は、設計図書に定めがあるとき又は監督職員が必要と認め指示したときは、当該作業着手前に、 作業順序、作業方法、社内検査体制等の詳細 を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。	変更
<u>(1) 現場組織表(当該作業に関する施工体制)</u>		
<u>(2) 当該工種の施工工程</u>		
<u>(3) 当該工種の施工方法(施工順序及び施工範囲含む)</u>		
<u>(4) 使用資材</u>		
<u>(5) 使用機械</u>		
<u>(6) 施工管理計画(品質管理、出来形管理、写真管理・社内検査体制)</u>		
<u>(7) その他各節に特に定める事項等</u>		
2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更に関する事項について「変更作業計画書」を提出しなければならない。	2 受注者は、 「作業計画書」 の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更に関する事項について「変更作業計画書」を提出しなければならない。	
3 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。	3 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。	
<u>4 受注者は、あらかじめ監督職員に承諾を受けた場合には、作業計画書に記載すべき内容を施工計画書も</u>		

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<u>しくは変更施工計画書に記載することで作業計画書の提出を省略することができる。</u>		
5 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差込むこと。	4 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差込むこと。	
		(略)
1.4.7 施工	1.4.7 施工	
1 受注者は、施工指示書及び施工計画書並びに作業計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。	1 受注者は、施工指示書及び施工計画書並びに作業計画書を遵守し 維持補修 工事の施工に当たらなければならない。	削除
4 受注者は、高速道路上において、工事を施工するときは「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し(当社から交付されたもの)を、高速道路外にあっては、「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし、緊急を要する場合は監督職員の指示に従うこと。	4 受注者は、高速道路上において、 維持補修 工事を施工するときは「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し(当社から交付されたもの)を、高速道路外にあっては、「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし、緊急を要する場合は監督職員の指示に従うこと。	削除
5 受注者は、施工中においても、構造体、仕上げ材、付帯金物及び作業員の携行品の落下等によりお客様、通行車両及び近隣住民等に危害を及ぼすことのないように仮設、養生に充分配慮しなければならない。	5 受注者は、施工中においても、構造体、仕上げ材、付帯金物及び作業員の携行品の落下等によりお客様、通行車両及び近隣住民等に危害を及ぼすことのないように仮設、養生に充分配慮しなければならない。	
6 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。	6 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。	
1.4.8 ETC 業務用カードの貸与	1.4.8 ETC 業務用カードの貸与	
1 受注者は、工事のため首都高速道路上(営業路線)へ入る場合は、原則としてETC業務用カードによらなければならない。	1 受注者は、 維持補修 工事のため首都高速道路上(営業路線)へ入る場合は、原則としてETC業務用カードによらなければならない。	削除
2 受注者は、首都高速道路(営業路線)へ入るために必要なETC業務用カードは、交付申請に基づき、必要枚数を請求することができる。	2 受注者は、首都高速道路(営業路線)へ入るために必要なETC業務用カードは、交付申請に基づき、必要枚数を請求することができる。	
3 受注者は、ETC車載器を自らの費用により設置しなければならない。	3 受注者は、ETC車載器を自らの費用により設置しなければならない。	
4 受注者は、貸付を受けたETC業務用カード1枚毎に、毎月末に「使用報告書」を作成し、提出しなければならない。なお、使用報告書の内容について、監督職員より確認を求める場合がある。	4 受注者は、貸付を受けたETC業務用カード1枚毎に、毎月末に「使用報告書」を作成し、提出しなければならない。なお、使用報告書の内容について、監督職員より確認を求める場合がある。	
5 受注者は、ETC業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について施工計画書に記載しなければならない。	5 受注者は、ETC業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について施工計画書に記載しなければならない。	
6 受注者は、受注者の責によるETC業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。	6 受注者は、受注者の責によるETC業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。	
7 受注者は、ETC車載器の搭載が困難な場合(短期リース車両等)や特別な事情のある場合は、貸与したETC業務用カードを使ってICCR方式により首都高速道路(営業路線)に入ること。	7 受注者は、ETC車載器の搭載が困難な場合(短期リース車両等)や特別な事情のある場合は、貸与したETC業務用カードを使ってICCR方式により首都高速道路(営業路線)に入ること。	
		(略)
1.4.10 現場社内検査	1.4.10 現場社内検査	
1 受注者は、「施工計画書」に基づき、工事の施工段階において、自らの責任と費用により現場社内検査を行わなければならない。	1 受注者は、「施工計画書」に基づき、 維持補修 工事の施工段階において、自らの責任と費用により現場社内検査を行わなければならない。	削除
2 受注者は、監督職員の請求に対し、前項の現場社内検査の結果を、直ちに提示しなければならない。	2 受注者は、監督職員の請求に対し、前項の現場社内検査の結果を、直ちに提示しなければならない。	
3 受注者は、現場社内検査責任者を定め、「施工計画書」に記載しなければならない。なお、現場社内検査責	3 受注者は、現場社内検査責任者を定め、「施工計画書」に記載しなければならない。なお、現場社内検査責	変更

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
任者は、主任技術者 <u>また</u> は監理技術者及び元請負者に所属する専門技術者がこれを兼ねることができる。	任者は、主任技術者 又 は監理技術者及び元請負者に所属する専門技術者がこれを兼ねることができる。	
4 受注者は、工事の施工について、現場監督員の立会を受ける場合は、事前に現場社内検査を実施しなければならない。また、その結果を現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。	4 受注者は、 維持補修 工事の施工について、現場監督員の立会を受ける場合は、事前に現場社内検査を実施しなければならない。また、その結果を現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。	削除
1.4.11 工事週報等	1.4.11 工事週報等	
1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に確認できるようにしなければならない。	1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に確認できるようにしなければならない。	変更
2 前項において、準備工、工場製作工等の期間は、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。 <u>この場合、省略する期間を打合せ簿により主任監督員に報告すること。ただし、主任監督員からの提出の指示があった場合にはこの限りではない。</u>	2 前項において、準備工、工場製作工等の期間 及びその他の維持補修工事では 、 監督職員の承諾を受けたい えで 「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。	
3 受注者は、第1項において、監督職員が認めた補修工事については「工事週報・立会検査願」を省略することができる。	3 受注者は、第1項において、監督職員が認めた補修工事については「工事週報・立会検査願」を省略することができる。	
4 <u>受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」によるこうじの予定に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</u>		
	4 受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	
1.4.12 工事中仮設構造物等	1.4.12 工事中仮設構造物等	
受注者は、設計図書に特別な定めのある場合を除き、仮設施工方法等その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、自らの責任と費用により所要の事項を定め、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき、安全を確認の上、工事を施工しなければならない。	受注者は、設計図書に特別な定めのある場合を除き、仮設施工方法等その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、自らの責任と費用により所要の事項を定め、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき、安全を確認の上、 維持補修 工事を施工しなければならない。	削除
1.4.13 環境保全	1.4.1 環境保全	変更
1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び 維持補修 工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	削除
2 受注者は、環境への影響が予知され <u>また</u> は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。	2 受注者は、環境への影響が予知され 又 は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。	変更
3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提出しなければならない。	3 監督職員は、 維持補修 工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提出しなければならない。	削除
		(略)

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
1.4.14 作業用機械の選定等	1.4. 作業用機械の選定等	変更
1 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、1.4.14に示される機械を選定、使用等しなければならない。	1 受注者は、維持補修工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、条件のよい機械がある場合には、監督職員の承諾を得て使用することができる。	変更
	2 受注者は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通大臣官房技術審議官通達 平成14年4月1日）」及び「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号）」に基づき、原則として指定された排出ガス対策型建設機械及び低騒音・低振動型建設機械を使用しなければならない。なお、施工現場又は補修基地において使用する建設機械の写真撮影を行い、主任監督員に提出するものとする。	削除
	3 受注者は、騒音規制法第14条及び振動規制法第14条に基づき、区市に届出を行ったときは、速やかに監督職員に報告しなければならない。	削除
2 受注者は、作業用機械の操作、組立または解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。	4 受注者は、作業用機械の操作、組立又は解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。	変更
1.4.15 支障物件の処理	1.4.15 支障物件の処理	
1 受注者は、工事の施工に支障を及ぼす既存の物件（以下「支障物件」という。）について、関係者及び監督職員の承諾を得た上で必要に応じこれらの調査を行うとともに、その状況を確認の上「支障物件報告書」を提出しなければならない。	1 受注者は、 維持補修 工事に施工に支障を及ぼす既存の物件（以下「支障物件」という。）について、関係者及び監督職員の承諾を得た上で必要に応じこれらの調査を行うとともに、その状況を確認の上「支障物件報告書」を提出しなければならない。	削除
		(略)
1.4.16 支給材料及び貸与品	1.4.16 支給材料及び貸与品	
支給材料及び貸与品については、維持補修契約書第13条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。	支給材料及び貸与品については、維持補修契約書第13条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。	
(1) 受注者は、 <u>支給材料及び貸与品を維持補修契約書第13条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理</u> しなければならない。	1 受注者は、維持補修契約書第13条第1項に規定する「 引渡場所 」について、 設計図書に記載がない場合は、監督職員の指示によらなければならない。	変更
(2) 受注者は、維持補修契約書第13条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、 <u>引き渡しの日から7日以内</u> に「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。	2 受注者は、維持補修契約書第13条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、 やかに 「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。	変更
(3) <u>維持補修契約書第13条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。</u>		追加
	3 受注者は、支給材料または貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料又は貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料または貸与品の貯蔵方法等について監督職員の承諾を得なければならない。	削除
(4) 受注者は、 <u>支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。</u>	4 受注者は、支給材料又は貸与品について、 当社から支給又は貸与されたものであることを明らかに識別できるように しておかなければならない。	変更
	5 受注者は、支給材料又は貸与品を設計図書で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。	削除
(5) 受注者は、 <u>しゅん功時（しゅん功前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に、「支給材料・貸与材料返還通知書」を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</u>	6 受注者は、 <u>毎月5日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を監督職員に提出し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。</u>	変更
(6) <u>受注者は、維持補修契約書第13条第9項「不用となった支給材料または貸与品」の規定に基づき返還する場合、「支給材料・貸与品返還通知書」をていしゅつし、監督職員の指示を受けなければならない。</u>		追加

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<u>(7) 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</u>		追加
(8) 受注者は、貸与鋼材の使用に当って溶接 <u>また</u> は切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願 <u>また</u> は貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。	7 受注者は、貸与鋼材の使用に当って溶接 <u>又</u> は切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願 <u>又</u> は貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。	変更
<u>(9) 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。</u>		追加
<u>(10) 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。</u>		追加
<u>(11) 受注者は、支給材料または貸与品について、当社から支給または貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかなければならない。</u>		追加
(12) 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用にあたっては、当社制定の機械器具貸与共通仕様書の規定によらなければならない。	8 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用にあたっては、当社制定の機械器具貸与共通仕様書の規定によらなければならない。	変更
	9 受注者は、維持補修契約書第13条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、返還材料調書又は貸与材料返還通知書を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。	削除
1.4.17 <u>工事現場発生品</u>	1.4.17 現場発生品	追加
	1 受注者は、維持補修工事の施工に伴い、設計図書に定めのない現場発生品を発見したときは、直ちに報告し、監督職員の指示を受けるとともに、当該発生品の品名、規格及び数量について監督職員の確認を受けた後、「発生品報告書」を提出しなければならない。	削除
1 受注者は、 <u>設計図書に定められた</u> 現場発生品について、 <u>設計図書または</u> 監督職員の指示する場所で <u>監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出し</u> なければならない。	2 受注者は、 <u>維持補修工事の施工によって生じた</u> 現場発生品について、監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。	変更
<u>2 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</u>		追加
第5節 安全衛生管理	第5節 安全衛生管理	
1.5.1 一般	1.5.1 一般	
1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)や騒音障害防止のためのガイドライン(労働省 平成4年10月)を遵守するとともに、当社制定の土木工事安全衛生管理指針(以下「土木工事安全衛生管理指針」という。)及び建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日改正)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)や騒音障害防止のためのガイドライン(労働省 平成4年10月)を遵守するとともに、当社制定の土木工事安全衛生管理指針(以下「土木工事安全衛生管理指針」という。)及び建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日改正)を参考にして、常に <u>維持補修</u> 工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該 <u>維持補修</u> 工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	削除
2 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、 <u>また</u> は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	2 受注者は、 <u>維持補修</u> 工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、 <u>又</u> は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	変更
3 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所 <u>また</u> は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美化に努めるものとする。	3 受注者は、 <u>維持補修</u> 工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所 <u>又</u> は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美化に努めるものとする。	変更
4 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢	4 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢	

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。</p>	<p>献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。</p>	
<p>1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者</p> <p>1 受注者は、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。</p> <p><u>2 受注者は、前項により、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を配置した場合には、「総括安全衛生監理者等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、前項の「総括安全衛生管理者等選定通知書」により提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 前項により配置する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2の第11項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</u></p> <p><u>5 受注者は、第1項及び第3項の総括安全衛生監理者等を変更したときは、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</u></p> <p><u>6 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第3項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</u></p> <p>(1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2) 統括安全衛生責任者 <u>労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)</u></p> <p>(3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p><u>7 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</u></p> <p>(1) 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 毎月1回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、「施工計画書」のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。</p> <p>(6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p><u>8 統括安全衛生責任者は、現場または補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定</u></p>	<p>1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生代理者</p> <p>1 受注者は、1.1.16に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。</p> <p>2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 毎月1回以上維持補修工事現場内外を巡視して維持補修工事現場の状況を把握し、「施工計画書」のとおり維持補修工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。</p> <p>(6) 維持補修工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>3 統括安全衛生責任者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>(1) 維持補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめた上で監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を維持補修工事現場周辺から退去させて、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>4 元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。</p> <p>(1) 維持補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。</p> <p>(2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合、及びしゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、請負者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</p> <p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。</p> <p>なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときには、あつては、他の技術者と兼務できない。</p> <p>6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則として</p>	<p>変更</p>

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>されている業務のほか、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。</p> <p>(1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、直ちに処置すること</p> <p>(2) 災害及び事故が発生したとき <u>また</u> は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を工事現場周辺から退去させて、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p><u>9</u> 元方安全衛生管理者は、現場 <u>また</u> は補修基地に <u>専属のもの</u> とし、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、<u>工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置しなければならない。また、労働安全衛生法第29条に基づき実施した指導、指示の記録を整備し、これを整理・保管し、現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。</u></p> <p><u>10</u> 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。</p> <p><u>なお、この場合、代理を務める期間にあっては現場または補修基地に専属の者でなければならない。</u></p> <p><u>11</u> 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し通知するものとする。</p> <p><u>12</u> 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>統括安全衛生責任者）を指名し通知するものとする。</p> <p><u>7</u> 受注者は、<u>維持補修</u>工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	
		(略)
<p>1.5.4 災害及び事故報告</p>	<p>1.5.4 災害及び事故報告</p>	
<p>1 受注者は、工事の施工中若しくは工事の中止中に災害 <u>また</u> は事故が発生したときは、直ちに応急処置をとり、監督職員に通報し指示を受けなければならない。 <u>また</u>、受注者は、速やかに「災害・事故報告書」を作成し、次の各号により提出しなければならない。</p>	<p>1 受注者は、<u>維持補修</u>工事の施工中若しくは <u>維持補修</u>工事の中止中に災害 <u>又</u> は事故が発生したときは、直ちに応急処置をとり、監督職員に通報し指示を受けなければならない。 <u>又</u>、受注者は、速やかに「災害・事故報告書」を作成し、次の各号により提出しなければならない。</p>	変更
<p>(1) 維持補修契約書第27条第1項に規定する損害が生じたときは、総括監督員に提出するものとする。</p>	<p>(1) 維持補修契約書第27条第1項に規定する損害が生じたときは、総括監督員に提出するものとする。</p>	
<p>(2) 前号以外の災害及び事故については、総括監督員 <u>また</u> は主任監督員に提出するものとする。</p>	<p>(2) 前号以外の災害及び事故については、総括監督員 <u>又</u> は主任監督員に提出するものとする。</p>	変更
<p>2 受注者は、監督職員及び関係機関との連絡が支障無く行われるよう補修基地に連絡要員を置かなければならない。</p>	<p>2 受注者は、監督職員及び関係機関との連絡が支障無く行われるよう補修基地に連絡要員を置かなければならない。</p>	
<p>1.5.5 工事現場</p>	<p>1.5.5 <u>維持補修</u>工事現場</p>	削除
<p>1 受注者は、必要に応じて工事現場に工事関係者以外の者の立入を禁止する場合は、板囲い、防護柵等により囲うとともに、立入禁止の表示を行い、当該区域内を常に整理整頓しておかなければならない。</p>	<p>1 受注者は、必要に応じて <u>維持補修</u>工事現場に工事関係者以外の者の立入を禁止する場合は、板囲い、防護柵等により囲うとともに、立入禁止の表示を行い、当該区域内を常に整理整頓しておかなければならない。</p>	削除
<p>2 受注者は、必要に応じて工事現場に工事名、工事区間、工事期間、施工業者名、当社名、工事許可条件等を記載した工事標示板を設置しなければならない。この場合において、夜間作業を行うときは、その旨を工事標示板に記載しなければならない。</p>	<p>2 受注者は、必要に応じて <u>維持補修</u>工事現場に <u>維持補修</u>工事名、工事区間、工事期間、施工業者名、当社名、工事許可条件等を記載した工事標示板を設置しなければならない。この場合において、夜間作業を行うときは、その旨を工事標示板に記載しなければならない。</p>	削除
<p>3 受注者は、首都高速道路上において補修工事を施工するときは、「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し（当社から交付されたもの）を、高速道路外の道路にあっては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし、緊急を要する場合は監督職員の指示に従うこと。</p>	<p>3 受注者は、首都高速道路上において補修工事を施工するときは、「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し（当社から交付されたもの）を、高速道路外の道路にあっては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし、緊急を要する場合は監督職員の指示に従うこと。</p>	

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
4 受注者は、工事現場が隣接し <u>また</u> は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。	4 受注者は、 維持補修 工事現場が隣接し <u>又</u> は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。	変更
5 請負者は、工事現場において交通誘導警備業務を行う必要のある場合は、交通誘導業務を行う場所ごとに検定合格者を1名以上配置することにより、事故の発生を警戒及び防止しなければならない。ただし、街路上で交通誘導警備業務を行う必要がある場合においては、各都県の公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める路線の必要と認める区間に限る。	5 請負者は、 維持補修 工事現場において交通誘導警備業務を行う必要のある場合は、交通誘導業務を行う場所ごとに検定合格者を1名以上配置することにより、事故の発生を警戒及び防止しなければならない。ただし、街路上で交通誘導警備業務を行う必要がある場合においては、各都県の公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める路線の必要と認める区間に限る。	削除
1.5.6 爆発及び火災の防止	1.5.6 爆発及び火災の防止	
1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じておかななければならない。	1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じておかななければならない。	
2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち「使用計画書」を提出しなければならない。	2 受注者は、火薬類を使用し 維持補修 工事を施工する場合は、使用に先立ち「使用計画書」を提出しなければならない。	削除
3 受注者は、危険物および指定可燃物（以下「危険物等」という）を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、施工に先立ち「作業計画書」を提出しなければならない。また、保管場所毎に危険物等チェックシートを作成し、入荷毎に監督職員に報告しなければならない。	3 受注者は、危険物および指定可燃物（以下「危険物等」という）を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、施工に先立ち「作業計画書」を提出しなければならない。また、保管場所毎に危険物等チェックシートを作成し、入荷毎に監督職員に報告しなければならない。	
4 受注者は、伐採除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。ただし、軽微なものを野焼きする場合は、関係官公署と打合せを行い、監督職員の承諾を得て処理するものとする。	4 受注者は、伐採除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。ただし、軽微なものを野焼きする場合は、関係官公署と打合せを行い、監督職員の承諾を得て処理するものとする。	
5 受注者は、喫煙の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	5 受注者は、喫煙の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	
6 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。	6 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。	
7 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。	7 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。	
8 受注者は、工事のために火気を使用する必要があるときは、あらかじめ所轄の消防署及び施設の管理者に火気の使用に関して必要な手続を行うとともに、その使用を工事に直接必要な限度にとどめ、消火器等を常備し、防火に留意しなければならない。	8 受注者は、 維持補修 工事のために火気を使用する必要があるときは、あらかじめ所轄の消防署及び施設の管理者に火気の使用に関して必要な手続を行うとともに、その使用を 維持補修 工事に直接必要な限度にとどめ、消火器等を常備し、防火に留意しなければならない。	削除
1.5.7 地下埋設物	1.5.7 地下埋設物	
1 受注者は、工事の施工に先立ち、当社から貸与された埋設物の資料等を参考にして、「施工指示書」に定められた工事現場及びその周辺地域における埋設物の位置、規格、構造、老朽の程度等を埋設物の管理者の立会の下に、試掘等によって確認しなければならない。	1 受注者は、 維持補修 工事の施工に先立ち、当社から貸与された埋設物の資料等を参考にして、「施工指示書」に定められた 維持補修 工事現場及びその周辺地域における埋設物の位置、規格、構造、老朽の程度等を埋設物の管理者の立会の下に、試掘等によって確認しなければならない。	削除
2 受注者は、埋設物に接近して工事を施工するときは、あらかじめその埋設物の管理者と工事の施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物の管理者の立会の有無、緊急時の連絡方法等を協議の上、報告しなければならない。	2 受注者は、埋設物に接近して 維持補修 工事を施工するときは、あらかじめその埋設物の管理者と 維持補修 工事の施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物の管理者の立会の有無、緊急時の連絡方法等を協議の上、報告しなければならない。	削除
3 受注者は、工事中埋設物を露出させるときは、当該埋設物を防護し、工事中の損傷を防止するために万全の措置を講じるとともに、常に巡視点検を行い、異状を認めたとき <u>また</u> は埋戻し後に異状を生じるおそれがあるときは、直ちに監督職員及びその埋設物の管理者に報告し、その指示を受けなければならない。	3 受注者は、 維持補修 工事中埋設物を露出させるときは、当該埋設物を防護し、 維持補修 工事中の損傷を防止するために万全の措置を講じるとともに、常に巡視点検を行い、異状を認めたとき <u>又</u> は埋戻し後に異状を生じるおそれがあるときは、直ちに監督職員及びその埋設物の管理者に報告し、その指示を受けなければならない。	変更
4 受注者は、工事の施工に支障となる埋設物の移設 <u>また</u> は撤去を行うときは、埋設物の管理者と協議し、万	4 受注者は、 維持補修 工事の施工に支障となる埋設物の移設 <u>又</u> は撤去を行うときは、埋設物の管理者と協議し、万	変更

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
全の措置を講じなければならない。	し、万全の措置を講じなければならない。	
5 受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに報告するとともに、関係機関に連絡をとり、補修しなければならない。	5 受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに報告するとともに、関係機関に連絡をとり、補修しなければならない。	
1.5.8 防災対策	1.5.8 防災対策	
受注者は、工事の施工に当たり、豪雨、豪雪、出水、強風等に対しては、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための資機材等の準備をする等、防災体制を確立しておかなければならない。	受注者は、 維持補修 工事の施工に当たり、豪雨、豪雪、出水、強風等に対しては、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための資機材等の準備をする等、防災体制を確立しておかなければならない。	削除
1.5.9 地震防災及び震災対策	1.5.9 地震防災及び震災対策	
1 防災対策	1 防災対策	
受注者は、工事の施工に当たり、自らの責任と費用により、次の各号に基づき、地震災害に対する措置を講じなければならない。	受注者は、 維持補修 工事の施工に当たり、自らの責任と費用により、次の各号に基づき、地震災害に対する措置を講じなければならない。	削除
(1) 地震発生に備えて、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき、防災体制を確立しておかなければならない。なお、情報収集・伝達及び点検要員の配備に関しては、複数の手段を講じて置かなければならない。	(1) 地震発生に備えて、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき、防災体制を確立しておかなければならない。なお、情報収集・伝達及び点検要員の配備に関しては、複数の手段を講じて置かなければならない。	
(2) 地震が発生したときは、「地震時保全業務実施要領」に基づき、直ちに初期点検 また は詳細点検を行うとともに、その結果を報告しなければならない。	(2) 地震が発生したときは、「地震時保全業務実施要領」に基づき、直ちに初期点検 又 は詳細点検を行うとともに、その結果を報告しなければならない。	変更
2 受注者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに工事を中止し、次に掲げる事項について措置を講じなければならない。	2 受注者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに 維持補修 工事を中止し、次に掲げる事項について措置を講じなければならない。	削除
(1) 工事中の構造物、仮設構造物、建設機械器具等が他に被害を及ぼさない保全措置を講ずること。	(1) 維持補修 工事中の構造物、仮設構造物、建設機械器具等が他に被害を及ぼさない保全措置を講ずること。	削除
(2) 現場での労力及び機材の確保に努めること。	(2) 現場での労力及び機材の確保に努めること。	
		(略)
1.5.11 交通安全管理	1.5.11 交通安全管理	
1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、維持補修契約書第26条によって処置するものとする。	1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、維持補修契約書第26条によって処置するものとする。	
2 受注者は、工事車両による土砂等、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	2 受注者は、工事車両による土砂等、 維持補修 工事用資材及び機械などの輸送を伴う 維持補修 工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	削除
3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(内閣府・国土交通省令第4条、平成26年5月26日改正)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置	3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る 維持補修 工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(内閣府・国土交通省令第4条、平成26年5月26日改正)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明	削除

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
<p>について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月)及び道路工事保安施設設置基準(国関整道管第65号、平成18年4月1日)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月)及び道路工事保安施設設置基準(国関整道管第65号、平成18年4月1日)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	
<p>4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p>	<p>4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p>	
<p>5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p>	<p>5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p>	
<p>6 監督職員が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p>	<p>6 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p>	変更
<p>7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p>	<p>7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p>	
<p>8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p>	<p>8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p>	変更
<p>9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</p>	<p>9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</p>	
<p>10 受注者は、首都高速道路上で工事を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合には監督職員の指示に従わなければならない。</p>	<p>10 受注者は、首都高速道路上で維持補修工事を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合には監督職員の指示に従わなければならない。</p>	削除
<p>11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明記されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p>	<p>11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明記されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p>	
<p>12 工事の性質上、請負者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p>	<p>12 維持補修工事の性質上、請負者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p>	変更
<p>13 受注者は、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックして、運転者の法令遵守及び安全管理に努め、確認の記録を整備しなければならない。なお、監督職員から指示があった場合は、速やかに提示すること。</p>	<p>13 受注者はチェックシートにより、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びをチェックして、運転者の法令遵守及び安全管理に努めなければならない。なお、監督職員からチェックシートの提出指示があった場合は、速やかに提出すること。</p>	変更
<p>1.5.12 安全・訓練等の実施</p>	<p>1.5.12 安全・訓練等の実施</p>	
<p>1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について(建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日)及び建設工事の安全対策に関する措置について(建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日)に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p>	<p>1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について(建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日)及び建設工事の安全対策に関する措置について(建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日)に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p>	
<p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p>	<p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p>	
<p>(2) 当該工事内容等の周知徹底</p>	<p>(2) 当該維持補修工事内容等の周知徹底</p>	削除
<p>(3) 土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底</p>	<p>(3) 土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底</p>	
<p>(4) 当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認</p>	<p>(4) 当該維持補修工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認</p>	削除

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
(5) 当該工事における災害対策訓練	(5) 当該維持補修工事における災害対策訓練	削除
(6) 当該工事現場で予想される事故対策	(6) 当該維持補修工事現場で予想される事故対策	削除
(7) その他、安全・訓練等として必要な事項	(7) その他、安全・訓練等として必要な事項	
2 受注者は、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を「施工計画書」に記載しなければならない。	2 受注者は、当該維持補修工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を「施工計画書」に記載しなければならない。	削除
3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等または工事週報等に記録し、報告しなければならない。	3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事週報等に記録し、報告しなければならない。	変更
1.5.13 交通事故発生時等の協力業務	1.5.13 交通事故発生時等の協力業務	
工事関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇または、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。	維持補修工事関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。	変更
(1) 非常電話、無線などによる通報	(1) 非常電話、無線などによる通報	
(2) 発炎筒、旗、カラーコーン等による後続車両等への注意喚起	(2) 発炎筒、旗、カラーコーン等による後続車両等への注意喚起	
(3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除	(3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除	
第6節 監督職員が行う検査	第6節 監督職員が行う検査	
1.6.1 一般	1.6.1 一般	
<u>1</u> 監督職員は、設計図書及び施工指示書に定められた出来形及び品質を確保するため、書類または立会により、出来形、品質、数量等を確認する検査を行うものとする。この場合において、受注者が1.4.9により提示した現場社内検査の結果を参考とする。	監督職員は、設計図書及び施工指示書に定められた出来形及び品質を確保するため、書類又は立会により、出来形、品質、数量等を確認する検査を行うものとする。この場合において、受注者が1.4.9により提示した現場社内検査の結果を参考とする。	変更
<u>2</u> 受注者は、監督職員が行う検査について、あらかじめその頻度を計画できる場合には監督職員と協議の上、施工計画書にその頻度を記載しなければならない。また、作業が定常的となった場合や、品質及び出来形に均一性が確認できる場合には、監督職員と協議の上、その頻度を見直すことができる。		追加
1.6.2 検査	1.6.2 検査	
1 受注者は、設計図書の定めにより監督職員の検査を受ける事項及び主任監督員があらかじめ担当監督員の検査を受けるよう指示した事項については、担当監督員の検査を受けなければならない。この場合において、受注者は、工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出しなければならない。	1 受注者は、設計図書の定めにより監督職員の検査を受ける事項及び主任監督員があらかじめ担当監督員の検査を受けるよう指示した事項については、担当監督員の検査を受けなければならない。この場合において、受注者は、工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出しなければならない。	
2 監督職員は、工事期間中、工事のすべてについて検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査を円滑に実施するため、情報提供及び協力を行わなければならない。	2 監督職員は、維持補修工事期間中、維持補修工事のすべてについて検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査を円滑に実施するため、情報提供及び協力を行わなければならない。	削除
3 前項において総括監督員が必要と認めるときは、総括監督員の定める現場監督員は、製作工場に滞在して、全部または一部の工程について立会または検査を行うことができる。	3 前項において総括監督員が必要と認めるときは、総括監督員の定める現場監督員は、製作工場に滞在して、全部又は一部の工程について立会又は検査を行うことができる。	変更
4 受注者は、現場監督員が出来形及び品質の確認のために資料の提出を求めたときは、これに従わなければならない。	4 受注者は、現場監督員が出来形及び品質の確認のために資料の提出を求めたときは、これに従わなければならない。	
5 受注者は、第1項から第3項までの検査には、1.4.10第3項に規定する現場社内検査責任者及び1.1.17に規定する専任技術者を臨場させなければならない。	5 受注者は、第1項から第3項までの検査には、1.4.9第3項に規定する現場社内検査責任者及び1.1.17に規定する専任技術者を臨場させなければならない。	変更
6 受注者は、自ら補修または改作を行うときは、監督職員の承諾を得なければならない。	6 受注者は、自ら補修又は改作を行うときは、監督職員の承諾を得なければならない。	変更

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
1.6.3 受注者の責任	1.6.3 受注者の責任	
受注者は、維持補修契約書第12条に規定する現場監督員の立会を受けて調査し、若しくは検査に合格した工事材料 <u>また</u> は見本若しくは工事写真等の記録が整備された工事材料を使用したとき <u>また</u> は現場監督員の立会を受けて施工したときであっても、品質保証に係る受注者の責任は免除されない。	受注者は、維持補修契約書第12条に規定する現場監督員の立会を受けて調査し、若しくは検査に合格した工事材料 又 は見本若しくは工事写真等の記録が整備された工事材料を使用したとき 又 は現場監督員の立会を受けて施工したときであっても、品質保証に係る受注者の責任は免除されない。	変更
1.6.4 検査 <u>また</u> は立会の時間	1.6.4 検査 又 は立会の時間	変更
現場監督員による検査及び立会の時間は、当社の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると現場監督員が認めた場合若しくは指示した場合はこの限りではない。	現場監督員による検査及び立会の時間は、当社の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると現場監督員が認めた場合若しくは指示した場合はこの限りではない。	
1.6.5 検査に必要な費用	1.6.5 検査に必要な費用	
1 維持補修契約書第11条第2項及び第12条第7項に規定する「直接要する費用」とは、検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。	1 維持補修契約書第11条第2項及び第12条第7項に規定する「直接要する費用」とは、検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。	
2 受注者は、現場監督員が製作工場に滞在して立会 <u>また</u> は検査を行う場合は、監督業務に必要な机、椅子、ロッカー、電話等の備わった専用の執務室を無償で提供するとともに、光熱水費を負担しなければならない。	2 受注者は、現場監督員が製作工場に滞在して立会 又 は検査を行う場合は、監督業務に必要な机、椅子、ロッカー、電話等の備わった専用の執務室を無償で提供するとともに、光熱水費を負担しなければならない。	変更
		(略)
第7節 電気工作物保安検査	第7節 電気工作物保安検査	
1.7.1 一般	1.7.1 一般	
電気工作物保安検査とは、当社が別に定める自家用電気工作物の保安業務に係る電気主任技術者 <u>また</u> はその補助を行う保安担当主務者（以下「電気主任技術者等」という。）が、自家用電気工作物に係る工事の一部 <u>また</u> は全部が完成したときに、首都高速道路株式会社電気工作物保安規程その他関連法令に基づき、電気工作物に係る工事の保安上支障がないことを確認するために行う検査をいう。	電気工作物保安検査とは、当社が別に定める自家用電気工作物の保安業務に係る電気主任技術者 又 はその補助を行う保安担当主務者（以下「電気主任技術者等」という。）が、自家用電気工作物に係る <u>維持補修</u> 工事の一部 又 は全部が完成したときに、首都高速道路株式会社電気工作物保安規程その他関連法令に基づき、電気工作物に係る工事の保安上支障がないことを確認するために行う検査をいう。	変更
1.7.2 検査	1.7.2 検査	
		(略)
4 臨場	4 臨場	
(1) 電気主任技術者等は、検査に当たり、現場代理人のほか、必要に応じ、主任技術者及び現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。	(1) 電気主任技術者等は、検査に当たり、現場代理人のほか、必要に応じ、主任技術者及び現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。	
(2) 電気主任技術者等は、検査に当たり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。	(2) 電気主任技術者等は、検査に当たり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該 <u>維持補修</u> 工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。	削除
		(略)
1.7.4 検査に必要な費用	1.7.4 検査に必要な費用	
<u>受注者は、検査に当たり、1.6.5に規定する費用を負担しなければならない。</u>		追加
第8節 検査員等が行う検査	第8節 検査員等が行う検査	
1.8.1 一般	1.8.1 一般	
1 検査員等は、監督職員及び受注者の臨場の上、次に掲げる検査を行うものとする。	1 検査員等は、監督職員及び受注者の臨場の上、次に掲げる検査を行うものとする。	
(1) しゅん功検査	(1) しゅん功検査	
維持補修契約書第28条第2項の規定に基づき、施工指示書により指示されたすべての工事の完成を	維持補修契約書第28条第2項の規定に基づき、施工指示書により指示されたすべての <u>維持補修</u> 工事	削除

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
確認するための検査をいう。	の完成を確認するための検査をいう。	
(2) 中間検査	(2) 中間検査	
工事の契約期間の途中において、分割して検査を行うことが望ましいと総括監督員が認めたとときに、その指定する部分に対して行う検査をいう。	維持補修 工事の契約期間の途中において、分割して検査を行うことが望ましいと総括監督員が認めたとときに、その指定する部分に対して行う検査をいう。	削除
2 総括監督員は、前項の検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。	2 総括監督員は、前項の検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。	
1.8.2 しゅん功検査	1.8.2 しゅん功検査	
1 検査責任者は、維持補修契約書第28条第2項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。	1 検査責任者は、維持補修契約書第28条第2項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。	
	2 受注者は、施工指示書ごとの検査を受けるに先立ち、社内において、当該維持補修工事の管理について指導・監督する権限を与えられた社内検査責任者による社内検査を実施するとともに、「現場検査カード」を提出しなければならない。	削除
2 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の提出、測定、足場の設置等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。	3 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の提出、測定、足場の設置等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。	変更
3 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。	4 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。	変更
4 しゅん功検査の内容	5 しゅん功検査の内容	変更
検査員等は、工事目的物を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	検査員等は、 維持補修 工事目的物を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	削除
(1) 工事の目的物について、出来形(形状、寸法、精度、数量)、品質及び出来栄えの検査を行う。	(1) 維持補修 工事の目的物について、出来形(形状、寸法、精度、数量)、品質及び出来栄えの検査を行う。	削除
(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	(2) 維持補修 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	削除
5 立会人	6 立会人	変更
(1) 検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。	(1) 検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。	
(2) 検査員等は、検査に当たり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。	(2) 検査員等は、検査に当たり、当該 維持補修 工事の受注者のほか、必要に応じ、当該維持補修工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。	削除
6 修補	7 修補	変更
		(略)
第2章 機器及び材料	第2章 機器及び材料	
第1節 一般事項	第1節 一般事項	
2.1.1 使用機材	2.1.1 使用機材	
1 受注者は、契約図書において補修工事に使用する機材(以下「機材」という。)を支給 <u>また</u> は貸与されるものを除き、自らの責任と費用により補修工事の進捗に支障とならないよう調達しなければならない。	1 受注者は、契約書類において補修工事に使用する機材(以下「機材」という。)を支給 <u>又</u> は貸与されるものを除き、自らの責任と費用により補修工事の進捗に支障とならないよう調達しなければならない。	変更
2 受注者は、機材の使用に当たり、設計図書で定められた機器及び材料(以下、「機材」という。)を使用しなければならない。この場合において、使用する機材は、仮設機材を除き、新品とする。	2 受注者は、機材の使用に当たり、設計図書で定められた機器及び材料(以下、「機材」という。)を使用しなければならない。この場合において、使用する機材は、仮設機材を除き、新品とする。	

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
3 設計図書に「JIS マーク表示品」 <u>また</u> は「水マーク表示品」と指定された機材は、それぞれのマークの表示のあるものとする。	3 設計図書に「JIS マーク表示品」 <u>又</u> は「水マーク表示品」と指定された機材は、それぞれのマークの表示のあるものとする。	<u>変更</u>
4 受注者は、「施工計画書」に機材の品名、規格及び製造業者名を記載しなければならない。この場合において、製造業者 <u>また</u> は品名が設計図書で定められているときは、これによらなければならない。	4 受注者は、「施工計画書」に機材の品名、規格及び製造業者名を記載しなければならない。この場合において、製造業者 <u>又</u> は品名が設計図書で定められているときは、これによらなければならない。	<u>変更</u>
5 受注者は、監督職員が機材の見本 <u>また</u> は資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。	5 受注者は、監督職員が機材の見本 <u>又</u> は資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。	<u>変更</u>
6 受注者は、機材の製作図を機材製作前に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。	6 受注者は、機材の製作図を機材製作前に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。	
		(略)
2.1.3 設計図書で定められた機材以外を使用する場合の特例	2.1.3 設計図書で定められた機材以外を使用する場合の特例	
1 受注者は、設計図書で定められた以外の機材を使用する場合には、使用する前に理由を付した材料使用承諾申請書を提出し、承諾を得なければならない。	1 受注者は、設計図書で定められた以外の機材を使用する場合には、使用する前に理由を付した材料使用承諾申請書を提出し、承諾を得なければならない。	
2 受注者は、材料使用承諾申請書の提出に当たっては、使用する機材の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的 <u>また</u> は科学的試験の成績表を含むものとする。	2 受注者は、材料使用承諾申請書の提出に当たっては、使用する機材の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的 <u>又</u> は科学的試験の成績表を含むものとする。	<u>変更</u>
3 受注者は、機材の規格 <u>また</u> は品名の違う機材を使用するときは、設計図書で定められた機材の品質及び機能と同等以上の機材を使用しなければならない。	3 受注者は、機材の規格 <u>又</u> は品名の違う機材を使用するときは、設計図書で定められた機材の品質及び機能と同等以上の機材を使用しなければならない。	<u>変更</u>
4 受注者は、第1項の機材を使用するときは、その使用に先立ち、外観、形状、寸法等を確認するとともに、品質、機能等を確認する物理的 <u>また</u> は科学的試験を行わなければならない。	4 受注者は、第1項の機材を使用するときは、その使用に先立ち、外観、形状、寸法等を確認するとともに、品質、機能等を確認する物理的 <u>又</u> は科学的試験を行わなければならない。	<u>変更</u>
5 第2項の試験の方法は、首都高速道路株式会社電気通信機器設計資料の試験項目に準じて行う。	5 第2項の試験の方法は、首都高速道路株式会社電気通信機器設計資料の試験項目に準じて行う。	
6 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験等を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。	6 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験等を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。	
2.1.4 機材の品質及び規格	2.1.4 機材の品質及び規格	
1 維持補修契約書第11条第1項に規定する「中等の品質」とは、電気通信機器設計資料、日本工業規格(JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電機工業会標準規格(JEM)、日本照明器具工業会規格(JIL)、日本電線工業会規格(JCS)に適合したものの <u>また</u> はこれと同等以上の品質を有するものをいう。	1 維持補修契約書第11条第1項に規定する「中等の品質」とは、電気通信機器設計資料、日本工業規格(JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電機工業会標準規格(JEM)、日本照明器具工業会規格(JIL)、日本電線工業会規格(JCS)に適合したものの <u>又</u> はこれと同等以上の品質を有するものをいう。	<u>変更</u>
2 受注者は、工事に使用する機材の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	2 受注者は、工事に使用する機材の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	
		(略)
2.1.8 機材の保管等	2.1.8 機材の保管等	
1 受注者は、機材の品質 <u>また</u> は機能が損なわれないように良好に整理、保管しなければならない。	1 受注者は、機材の品質 <u>又</u> は機能が損なわれないように良好に整理、保管しなければならない。	<u>変更</u>
2 受注者は、機材の運搬 <u>また</u> は保管中に損傷、変質等が生じ、監督職員がその使用について不相当と認めるときは、速やかに取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査(<u>また</u> は確認)を受けなければならない。	2 受注者は、機材の運搬 <u>又</u> は保管中に損傷、変質等が生じ、監督職員がその使用について不相当と認めるときは、速やかに取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査(<u>又</u> は確認)を受けなければならない。	<u>変更</u>
2.1.9 再検査	2.1.9 再検査	

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)			旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)			改訂内容																																																				
受注者は、2.1.5の機材検査に不合格となったとき また は2.1.8第2項の規定により機材を取り替えるときは、2.1.4を準用して再検査を受けなければならない。			受注者は、2.1.5の機材検査に不合格となったとき 又 は2.1.8第2項の規定により機材を取り替えるときは、2.1.4を準用して再検査を受けなければならない。			変更																																																				
						(略)																																																				
第3章 電気通信設備維持業務			第3章 電気通信設備維持業務																																																							
						(略)																																																				
3.1.3 一般事項			3.1.3 一般事項																																																							
1 受注者は、特別高圧・高圧電気工事の活線作業は行ってはならない。なお低圧の活線、特別高圧・高圧及び低圧活線近接作業は、原則として行ってはならない。やむを得ず作業を行うときは、関係法令等に従い、施工するほか次の事項に留意すること。			1 受注者は、特別高圧・高圧電気工事の活線作業は行ってはならない。なお低圧の活線、特別高圧・高圧及び低圧活線近接作業は、原則として行ってはならない。やむを得ず作業を行うときは、関係法令等に従い、施工するほか次の事項に留意すること。																																																							
(1) 管理体制、管理範囲、表示及び保護具・防具等について作業手順を作成し、監督職員と協議する。			(1) 管理体制、管理範囲、表示及び保護具・防具等について作業手順を作成し、監督職員と協議する。																																																							
(2) 高圧回路に係る次の場所で作業する場合は、絶縁用保護具を着用すること。			(2) 高圧回路に係る次の場所で作業する場合は、絶縁用保護具を着用すること。																																																							
イ 高圧回路を取扱う作業で感電する恐れがある場合。			イ 高圧回路を取扱う作業で感電する恐れがある場合。																																																							
ロ 高圧回路に接触し、感電する恐れがある場合。			ロ 高圧回路に接触し、感電する恐れがある場合。																																																							
ハ 高圧回路が頭上30cm以内 また は作業員から60cm以内に接近して作業することにより、感電する恐れがある場合。			ハ 高圧回路が頭上30cm以内 又 は作業員から60cm以内に接近して作業することにより、感電する恐れがある場合。			変更																																																				
						(略)																																																				
3.1.4 点検技術者及び点検技術員の資格			3.1.4 点検技術者及び点検技術員の資格																																																							
1 点検技術者とは、電気通信施設の維持業務に精通し、高度な専門的知識及び判断力並びに経験を有し、指導的役割をもって業務を実施できるものをいう。			1 点検技術者とは、電気通信施設の維持業務に精通し、高度な専門的知識及び判断力並びに経験を有し、指導的役割をもって業務を実施できるものをいう。																																																							
2 点検技術員とは、電気通信施設の維持業務に精通し、ある程度の専門的知識及び経験を有し、仕様書に定められた業務を実施できるものをいう。			2 点検技術員とは、電気通信施設の維持業務に精通し、ある程度の専門的知識及び経験を有し、仕様書に定められた業務を実施できるものをいう。																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学 歴</th> <th colspan="2">実務経験年数</th> </tr> <tr> <th>点検技術者</th> <th>点検技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学卒業（関連学科）</td> <td>8年以上</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>大学卒業（関連学科以外）</td> <td>10年以上</td> <td>3年以上</td> </tr> <tr> <td>短大、高専、専門学校（関連学科）</td> <td>10年以上</td> <td>3年以上</td> </tr> <tr> <td>短大、高専、専門学校（関連学科以外）</td> <td>12年以上</td> <td>5年以上</td> </tr> <tr> <td>工業高校卒業（関連学科）</td> <td>12年以上</td> <td>5年以上</td> </tr> <tr> <td>高校卒業（関連学科以外）</td> <td>15年以上</td> <td>7年以上</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>18年以上</td> <td>10年以上</td> </tr> </tbody> </table>			学 歴	実務経験年数		点検技術者	点検技術員	大学卒業（関連学科）	8年以上	1年以上	大学卒業（関連学科以外）	10年以上	3年以上	短大、高専、専門学校（関連学科）	10年以上	3年以上	短大、高専、専門学校（関連学科以外）	12年以上	5年以上	工業高校卒業（関連学科）	12年以上	5年以上	高校卒業（関連学科以外）	15年以上	7年以上	上記以外のもの	18年以上	10年以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学 歴</th> <th colspan="2">実務経験年数</th> </tr> <tr> <th>点検技術者</th> <th>点検技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学卒業（関連学科）</td> <td>8年以上</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>大学卒業（関連学科以外）</td> <td>10年以上</td> <td>3年以上</td> </tr> <tr> <td>短大、高専、専門学校（関連学科）</td> <td>10年以上</td> <td>3年以上</td> </tr> <tr> <td>短大、高専、専門学校（関連学科以外）</td> <td>12年以上</td> <td>5年以上</td> </tr> <tr> <td>工業高校卒業（関連学科）</td> <td>12年以上</td> <td>5年以上</td> </tr> <tr> <td>高校卒業（関連学科以外）</td> <td>15年以上</td> <td>7年以上</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>18年以上</td> <td>10年以上</td> </tr> </tbody> </table>			学 歴	実務経験年数		点検技術者	点検技術員	大学卒業（関連学科）	8年以上	1年以上	大学卒業（関連学科以外）	10年以上	3年以上	短大、高専、専門学校（関連学科）	10年以上	3年以上	短大、高専、専門学校（関連学科以外）	12年以上	5年以上	工業高校卒業（関連学科）	12年以上	5年以上	高校卒業（関連学科以外）	15年以上	7年以上	上記以外のもの	18年以上	10年以上	
学 歴	実務経験年数																																																									
	点検技術者	点検技術員																																																								
大学卒業（関連学科）	8年以上	1年以上																																																								
大学卒業（関連学科以外）	10年以上	3年以上																																																								
短大、高専、専門学校（関連学科）	10年以上	3年以上																																																								
短大、高専、専門学校（関連学科以外）	12年以上	5年以上																																																								
工業高校卒業（関連学科）	12年以上	5年以上																																																								
高校卒業（関連学科以外）	15年以上	7年以上																																																								
上記以外のもの	18年以上	10年以上																																																								
学 歴	実務経験年数																																																									
	点検技術者	点検技術員																																																								
大学卒業（関連学科）	8年以上	1年以上																																																								
大学卒業（関連学科以外）	10年以上	3年以上																																																								
短大、高専、専門学校（関連学科）	10年以上	3年以上																																																								
短大、高専、専門学校（関連学科以外）	12年以上	5年以上																																																								
工業高校卒業（関連学科）	12年以上	5年以上																																																								
高校卒業（関連学科以外）	15年以上	7年以上																																																								
上記以外のもの	18年以上	10年以上																																																								
注1) 実務経験の年数とは、電気通信施設の試験調整業務 また は維持業務における点検若しくは運転監視に関する業務の実務 また は監督業務に従事した年数をいう。			注1) 実務経験の年数とは、電気通信施設の試験調整業務 又 は維持業務における点検若しくは運転監視に関する業務の実務 又 は監督業務に従事した年数をいう。			変更																																																				
注2) 各種電気、通信、無線に関する公的資格を有する者に対しては、上記学歴に関係なく公的資格の種類及び実務経験により主任監督員が個別に認定できる。			注2) 各種電気、通信、無線に関する公的資格を有する者に対しては、上記学歴に関係なく公的資格の種類及び実務経験により主任監督員が個別に認定できる。																																																							

新：電気設備維持補修工事共通仕様書(2019年4月)	旧：電気設備維持補修工事共通仕様書(平成30年7月)	改訂内容
第4章 各種電気設備補修工事	第4章 各種電気設備補修工事	
		(略)
第3節 照明標識等設備補修工事	第3節 照明標識等設備補修工事	
		(略)
4.3.2 調査工	4.3.2 調査工	
受注者は、照明標識設備等の不具合調査に当っては、下記事項に十分注意して行うものとする。	受注者は、照明標識設備等の不具合調査に当っては、下記事項に十分注意して行うものとする。	
(1) 調査に当っては、原則2名以上の作業員にて行うものとする。	(1) 調査に当っては、原則2名以上の作業員にて行うものとする。	
(2) 調査に当っては、事前に管理用図面等で現場周辺の状況、電気設備の電源系統及び電圧、配線ルート等を確認のうえ行うものとする。	(2) 調査に当っては、事前に管理用図面等で現場周辺の状況、電気設備の電源系統及び電圧、配線ルート等を確認のうえ行うものとする。	
(3) 照明標識設備等の不点調査にあたっては、その原因がランプ、安定器、配線等ある程度原因が特定されるため、補修用部品を準備し原因調査にあたり、ランプ また は安定器の障害であれば、同時に補修を行うものとする。	(3) 照明標識設備等の不点調査にあたっては、その原因がランプ、安定器、配線等ある程度原因が特定されるため、補修用部品を準備し原因調査にあたり、ランプ 又 は安定器の障害であれば、同時に補修を行うものとする。	変更
		(略)
第5章 緊急応急対策作業	第5章 緊急応急対策作業	
第1節 一般事項	第1節 一般事項	
		(略)
5.1.6 緊急応急対策作業	5.1.6 緊急応急対策作業	
1 受注者は、緊急応急対策作業に当たり、高速道路及びその周辺において、昼間、夜間を問わず高速道路の維持管理上支障となる事態の発生 また は発生する恐れがある場合に、監督職員の指示により待機 また は出勤しなければならない。	1 受注者は、緊急応急対策作業に当たり、高速道路及びその周辺において、昼間、夜間を問わず高速道路の維持管理上支障となる事態の発生 又 は発生する恐れがある場合に、監督職員の指示により待機 又 は出勤しなければならない。	変更
2 受注者は、緊急応急対策作業の時間、履行場所及び作業内容については、監督職員の指示を受けなければならない。また、緊急応急作業が完了したときは、速やかに報告しなければならない。	2 受注者は、緊急応急対策作業の時間、履行場所及び作業内容については、監督職員の指示を受けなければならない。また、緊急応急作業が完了したときは、速やかに報告しなければならない。	
3 受注者は、常時、連絡要員をあらかじめ指定した基地 また は事務所に待機させ、緊急応急対策作業が必要となる場合に備え、監督職員との連絡がとれる状態にしておかなければならない。	3 受注者は、常時、連絡要員をあらかじめ指定した基地 又 は事務所に待機させ、緊急応急対策作業が必要となる場合に備え、監督職員との連絡がとれる状態にしておかなければならない。	変更
4 受注者は、緊急応急対策作業のため出勤するときは、無線機等を常に携帯し、緊急連絡が可能な状態にしておかなければならない。	4 受注者は、緊急応急対策作業のため出勤するときは、無線機等を常に携帯し、緊急連絡が可能な状態にしておかなければならない。	
5 受注者は、緊急応急作業のため高速道路の交通規制を開始するときは、速やかに規制方法等を無線 また は非常電話等により監督職員及び監督職員の指示する部署に報告しなければならない。なお、作業が完了したときも同様とする。	5 受注者は、緊急応急作業のため高速道路の交通規制を開始するときは、速やかに規制方法等を無線 又 は非常電話等により監督職員及び監督職員の指示する部署に報告しなければならない。なお、作業が完了したときも同様とする。	変更
6 受注者は、緊急応急対策作業については、通行車両の安全に十分注意しなければならない。	6 受注者は、緊急応急対策作業については、通行車両の安全に十分注意しなければならない。	
7 応急処置方法については、緊急応急処置要領の規定 また は監督職員の指示を受けなければならない。	7 応急処置方法については、緊急応急処置要領の規定 又 は監督職員の指示を受けなければならない。	変更

(略)

資料編 資料編

各技術者等の選定及び兼任表 各技術者等の選定及び兼任表

本人に対する他の技術者等				兼任の可否													設計管理 実施設計 付き工事の 実施設計部分	変更																	
				施工管理			安全管理				照査管理		本人に対する他の技術者等						設計管理																
管理種類	名称	技術者等の所属	選定人数	当社へ各選定通知書による通知の要否	現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者	現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者					
																															○	△	×	○	△
施工管理	現場代理人	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	○*	○*	○*	○	○	○	○	×	現場代理人	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	○	△	×	×	○	○	○	×			
	主任技術者又は監理技術者(専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△*	○*	○*	○	○	○	○	×	主任技術者又は監理技術者(専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	○	△	×	×	○	○	○	×			
	専門技術者	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△*	○*	○*	○	○	○	○	×	専門技術者	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	○	△	×	×	○	○	○	×			
		下請負者	複数人	不要	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×		下請負者	複数人	不要	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
安全管理	専任技術者(担当する工種の施工期間中現場に常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△*	○*	○*	○	○	○	○	×	専任技術者(担当する工種の施工期間中現場に常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△	×	×	×	○	○	○	×			
	下請負者	複数人	必要	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	下請負者		複数人	必要	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	総括安全衛生監理者	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	総括安全衛生監理者	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	統括安全衛生責任者(常駐)	元請負者	1人	必要	○*	△*	△*	△*	×	×	×	△*	△*	△*	△*	×	統括安全衛生責任者(常駐)	元請負者	1人	必要	○	△	△	△	×	×	×	△	△	△	△	×			
混在工事の他の元請負者		1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	混在工事の他の元請負者		1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
元方安全衛生管理者(専属)	元請負者	1人	必要	○*	○*	○*	○*	×	×	×	○*	○*	○*	○*	○*	元方安全衛生管理者(専任)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
元方安全衛生管理代理者(元方安全衛生監理者が職務を遂行できないときには常駐)	元請負者	1人	必要	○*	○*	○*	○*	×	×	×	○*	○*	○*	○*	○*	元方安全衛生管理代理者(元方安全衛生監理者が職務を遂行できないときには常駐)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
照査管理	照査担当主任技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△*	○*	○*	×	×	○	×	照査管理	照査担当主任技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
	照査担当技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△*	○*	○*	×	×	○	×		照査担当技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
設計管理	実施設計付き工事の実施設計部分	管理技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△*	○*	○*	×	×	×	×	設計管理	管理技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		照査技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△*	○*	○*	○	○	×	×		照査技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	×	×	×	×	
		担当技術者	元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	○*	○*	×	×	×	×		担当技術者	元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○：各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる

△：現場代理人と兼任しており、各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる

※：統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者の相互で兼任することはできない。
 (例：専任技術者が、元方安全衛生管理者と元方安全衛生管理代理者の両方を兼任することはできない(専任技術者が、元方安全衛生管理者もしくは元方安全衛生管理代理者のいずれかとの兼任は可))

×：兼任できない

新：電気設備管理業務共通仕様書（2019年4月）	旧：電気設備管理業務共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
第2編 電気設備管理業務共通仕様書	第2編 電気設備管理業務共通仕様書	
第1章 総 則	第1章 総 則	
第1節 一般事項	第1節 一般事項	
1.1.2 用語の定義	1.1.2 用語の定義	
1 契約 <u>図</u> 書	1 契約書類	変更
契約書及び設計図書をいう。	契約書及び設計図書をいう。	
		(略)
11 検査責任者	11 検査責任者	
検査責任者は、東京 <u>西</u> 局長、東京 <u>東</u> 局長、神奈川管理局長をいう。	検査責任者は、 <u>西</u> 東京 <u>管</u> 理局長、 <u>東</u> 東京 <u>管</u> 理局長、神奈川管理局長をいう。	変更
12 指 示	12 指 示	
<u>契約図書の定めに基づき</u> 、監督職員が受注者に対し、管理業務の遂行上必要な事項について書面 <u>により</u> 示し、実施させることをいう。	監督職員が受注者に対し、管理業務の遂行上必要な事項について書面 <u>をもって</u> 示し、実施させることをいう。	変更
13 承 諾	13 承 諾	
契約 <u>図</u> 書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員 <u>また</u> は受注者 <u>若しくは現場代理人</u> が書面により同意することをいう。	契約書類で明示した事項について、発注者若しくは監督職員 <u>又</u> は受注者が書面により同意することをいう。	変更
14 協 議	14 協 議	
書面により契約 <u>図</u> 書の協議事項について、発注者 <u>また</u> は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	書面により契約書類の協議事項について、発注者 <u>又</u> は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	変更
15 提 出	15 提 出	
監督職員が受注者に対し、 <u>また</u> は受注者が監督職員に対し、管理業務 <u>に係わる</u> 書面 <u>また</u> はその他の資料を <u>示</u> し、 <u>説明する</u> ことをいう。	監督職員が受注者に対し、 <u>又</u> は受注者が監督職員に対し、管理業務の <u>遂行上必要な事項を記載した</u> 書面 <u>又</u> はその他の資料を <u>説明し</u> 、 <u>差し出す</u> ことをいう。	変更
	16 報 告	
	受注者が監督職員に対し、管理業務の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう	
	17 通 知	変更
	発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、管理業務の遂行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	
	18 書 面	
	手書き、印刷物の伝達物を用い、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	
	19 立 会	

新：電気設備管理業務共通仕様書（2019年4月）	旧：電気設備管理業務共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
	契約書類に示された項目について、監督職員が臨場し内容を確認することをいう。	
	20 確 認	
	契約書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約書類との適合を確かめることをいう。	
16 提 示	21 提 示	
監督職員が受注者に対し、 <u>また</u> は受注者が監督職員に対し <u>工事</u> に係わる書面 <u>また</u> はその他の資料を示し、説明することをいう。	監督職員が受注者に対し、 又 は受注者が監督職員に対し <u>管理業務</u> に係わる書面 又 はその他の資料を示し、説明することをいう。	
17 報 告 <u>受注者が監督職員に対し、管理業務の状況または結果について書面をもって知らせることをいう</u>		
18 通 知		
<u>発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、管理業務の遂行に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</u>		
19 連 絡		
<u>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。20 納 品</u>		
<u>納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</u>		
21 電子納品		
<u>電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</u>		
22 書 面		追加
<u>書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</u>		
23 立 会		
<u>契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</u>		
24 確 認		
<u>契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</u>		
25 請 求	22 請 求	変更
発注者又は受注者が、契約内容の履行又は変更に関して、相手方に書面をもって行為又は同意を求めることをいう。	発注者又は受注者が、契約内容の履行又は変更に関して、相手方に書面をもって行為又は同意を求めることをいう。	
1.1.3 契約 <u>図</u> 書の解釈	1.1.3 契約 <u>書</u> 類の解釈	変更

新：電気設備管理業務共通仕様書（2019年4月）	旧：電気設備管理業務共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
1 契約 <u>図</u> 書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。	1 契約書 <u>類</u> は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。	
2 設計図書は、現場説明に対する質問回答書、現場説明書、特記仕様書、管理業務共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。	2 設計図書は、現場説明に対する質問回答書、現場説明書、特記仕様書、管理業務共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。	
		(略)
1.1.5 日数の解釈	1.1.5 日数の解釈	変更
契約 <u>図</u> 書において使用する工期及びその他の日数は、契約書（総則）第8項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間を含むものとする。	契約書 <u>類</u> において使用する工期及びその他の日数は、契約書（総則）第8項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間を含むものとする。	
1.1.6 遵守すべき法令	1.1.6 遵守すべき法令	変更
1 受注者は、当該管理業務に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。なお、主な法令は、電気設備維持補修工事共通仕様書に準拠するものとする。	1 受注者は、当該管理業務に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。なお、主な法令は、電気設備維持補修工事共通仕様書に準拠するものとする。	
2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。	2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。	
3 受注者は、当該管理業務の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。	3 受注者は、当該管理業務の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。	
<u>4 設計図書に示される要領・基準等の改訂等が実施された場合には、その適用について受発注者間の協議により決定しなければならない。</u>		追加
1.1.7 書類の提出	1.1.7 書類の提出	変更
<u>1 受注者は、提出書類を当社制定の「工事関係様式集」及び「電子納品等運用ガイドライン」に基づいて、提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。</u>	受注者は、提出書類を <u>設計図書又は</u> 「工事関係様式集」に基づいて、提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。	
<u>2 受注者は、書類を提出するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。ただし、電子データを電子データにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが原本に代わるものとする。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に提出するものとする。</u>		
<u>(1) 請負代金額に係る書類</u>		
<u>(2) 請負代金代理受領承諾書</u>		
<u>(3) 遅延利息請求書</u>		
<u>(4) 監督職員に関する措置請求に係る書類</u>		
<u>(5) その他現場説明の際に指定した書類</u>		
		(略)
1.1.9 官公 <u>庁</u> 等への手続き等	1.1.9 <u>関係官公署</u> 等への手続き等	変更
1 受注者は、管理業務期間中、関係官公 <u>庁</u> その他の関係機関と <u>の</u> 連絡を保たなければならない。	1 受注者は、管理業務期間中、関係官公 <u>署</u> その他の関係機関 <u>及び地元住民</u> と <u>緊密な連絡及び十分な協調</u> を保たなければならない。	
2 受注者は、管理業務の遂行に <u>あ</u> たり受注者 <u>の</u> 行うべき関係官公 <u>庁</u> 及び <u>その他の関係機関</u> への届出等を、 <u>法令、条例または設計図書の定め</u> により <u>実施</u> しなければならない。	2 受注者は、管理業務の遂行に <u>当</u> たり、 <u>法令若しくは条例又は設計図書の定めにより</u> 、受注者が行うべき <u>遂行上必要な</u> 関係官公 <u>署</u> への届出等を行うときは、 <u>自らの責任と費用により迅速に処理</u> しなければならない。 <u>た</u>	

新：電気設備管理業務共通仕様書（2019年4月）	旧：電気設備管理業務共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
	だし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を受けなければならない。	
3 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。		
4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。		
	3 受注者は、前項に規定する届け出等に際しては、事前にその内容を記載した文書により報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。	
	4 受注者は、常に届出又は許可の条件を把握して管理業務を遂行するとともに、その実施状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。	
5 受注者は、 <u>工事の施工にあたり</u> 、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。	5 受注者は、 地域住民から管理業務の遂行に対する理解と協力を得られるよう努めるとともに 、地域住民との間に紛争が生じないように努め、 苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。 また、その内容について後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。	
6 受注者は、地元関係者等から管理業務の遂行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。		
7 受注者は、 <u>地方公共団体</u> 、地域住民等と管理業務の遂行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、 <u>監督職員に連絡の上</u> 、これらの交渉に <u>あ</u> たっては誠意をもって対応しなければならない。	6 受注者は、 国、都、県、区市その他の公共団体及び 地域住民等と管理業務の遂行上必要な交渉を、 <u>受注者の行うべきものについては</u> 自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、 <u>事前報告のうえ</u> 、これらの交渉に <u>当</u> たっては誠意をもって対応しなければならない。	
8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。		
1.1.10 資料作成作業の協力	1.1.10 資料作成作業の協力	変更
1 受注者は、監督職員の指示に従い、当社が行う官公署への協議に必要な資料の作成作業を行わなければならない。	1 受注者は、監督職員の指示に従い、当社が行う官公署への協議に必要な資料の作成作業を行わなければならない。	
2 受注者は、監督職員が、統計資料等の提出を求めた場合には、資料等を作成し、提出しなければならない。	2 受注者は、監督職員が、統計資料等の提出を求めた場合には、資料等を作成し、提出しなければならない。	
3 受注者は、当社が自ら <u>また</u> は当社が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。	3 受注者は、当社が自ら <u>又</u> は当社が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。	
4 受注者は、当社の実施する労務費調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	4 受注者は、当社の実施する労務費調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	
5 前1～4項に定める資料等の作成に要する費用は、受注者の負担とする。	5 前1～4項に定める資料等の作成に要する費用は、受注者の負担とする。	
1.1.11 一括委任 <u>また</u> は一括下請負の禁止	1.1.11 一括委任 <u>又</u> は一括下請負の禁止	変更
契約書（禁止事項）に規定する「業務の全部 <u>また</u> は一部」については、設計図書に基づき発注者が判断するものとする。	契約書（禁止事項）に規定する「業務の全部 <u>又</u> は一部」については、設計図書に基づき発注者が判断するものとする。	
1.1.12 管理業務の下請負	1.1.12 管理業務の下請負	追加
受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 <u>なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</u>	受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	

新：電気設備管理業務共通仕様書（2019年4月）	旧：電気設備管理業務共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
(1) 受注者が、管理業務の遂行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	(1) 受注者が、管理業務の遂行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	
(2) 下請負人が当社の競争参加資格者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。	(2) 下請負人が当社の競争参加資格者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。	
(3) 下請負人は、当該下請負した管理業務の遂行能力を有すること。	(3) 下請負人は、当該下請負した管理業務の遂行能力を有すること。	
1.1.13 監督職員の権限及びその行使	1.1.13 監督職員の権限及びその行使	変更
1 総括監督員	1 総括監督員	
(1) 総括監督員は、契約書（監督職員等）第1項に規定する権限を有する。	(1) 総括監督員は、契約書（監督職員等）第1項に規定する権限を有する。	
(2) 総括監督員は、決定、指示 また は協議において、 当社 の判断を行う者とする。	(2) 総括監督員は、決定、指示 又 は協議において、 発注者 の判断を行う者とする。	
(3) 総括監督員は、契約書（監督職員等）第2項に基づき現場監督員を定め、その権限の全部 また は一部を現場監督員に委任することができる。この場合において、受注者に職名及び氏名を通知する。現場監督員を変更したときも同様とする。	(3) 総括監督員は、契約書（監督職員等）第2項に基づき現場監督員を定め、その権限の全部 又 は一部を現場監督員に委任することができる。この場合において、受注者に職名及び氏名を通知する。現場監督員を変更したときも同様とする。	
2 主任監督員	2 主任監督員	
(1) 総括監督員は、管理業務の遂行についての監督のため主任監督員を定め、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を委任することができる。	(1) 総括監督員は、管理業務の遂行についての監督のため主任監督員を定め、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を委任することができる。	
(2) 主任監督員は、契約 図 書の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾 また は協議を行うことができる。	(2) 主任監督員は、契約書 類 の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾 又 は協議を行うことができる。	
(3) 主任監督員は、契約 図 書において現場監督員の立会の上遂行するものと指定された管理業務のほか、主任監督員が必要と認める業務についても随時立会、 また は担当監督員に命じて立会わせることができる。	(3) 主任監督員は、契約書 類 において現場監督員の立会の上遂行するものと指定された管理業務のほか、主任監督員が必要と認める業務についても随時立会、 又 は担当監督員に命じて立会わせることができる。	
3 担当監督員	3 担当監督員	
(1) 総括監督員は、管理業務の遂行について監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員 また は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。	(1) 総括監督員は、管理業務の遂行について監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員 又 は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。	
(2) 担当監督員は、主任監督員の指示に基づき行う契約 図 書に定める検査及び立会（確認を含む）を行うことができる。	(2) 担当監督員は、主任監督員の指示に基づき行う契約書 類 に定める検査及び立会（確認を含む）を行うことができる。	
1.1.14 現場代理人及び主任技術者等	1.1.14 現場代理人及び主任技術者等	変更
1 受注者は、現場代理人及び、専任の電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に「経歴書」を添えて提出しなければならない。	1 受注者は、現場代理人及び、専任の電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に「経歴書」を添えて 発注者に 提出しなければならない。	
2 契約書（現場代理人等）の規定に基づき設置する現場代理人及び、主任技術者は受注者に所属する者とする。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。	2 契約書（現場代理人等）の規定に基づき設置する現場代理人及び、主任技術者は受注者に所属する者とする。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。	
3 受注者は、第1項の現場代理人等を変更した場合は、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。	3 受注者は、第1項の現場代理人等を変更した場合は、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。	
4 受注者は、第1項の現場代理人、主任技術者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。	4 受注者は、第1項の現場代理人、主任技術者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。	
(1) 現場代理人	(1) 現場代理人	

新：電気設備管理業務共通仕様書（2019年4月）	旧：電気設備管理業務共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
建設業法第19条の2に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。	建設業法第19条の2に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。	
(2) 主任技術者	(2) 主任技術者	
主任技術者について契約書（現場代理人、電気主任技術者等）に配置する旨の記載がある場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第45条及び電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第6条の規定による試験に合格し、電気主任技術者2種又は1種有していること。又は同法電気主任技術者3種を取得してから、10年以上実務経験を経た者であること	主任技術者について契約書（現場代理人、電気主任技術者等）に配置する旨の記載がある場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第45条及び電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第6条の規定による試験に合格し、電気主任技術者2種又は1種有していること。又は同法電気主任技術者3種を取得してから、10年以上実務経験を経た者であること	
		(略)
1.1.20 不動産等の使用	1.1.20 不動産等の使用	変更
1 受注者は、契約書（不動産等の使用）第1項に規定する不動産等（設計図書で定める庁舎を含む。）は設計図書に「貸与する」旨が記載されている場合は無償で使用することができる。ただし、使用中において当社が返還を要求したときは、これに従わなければならない。	1 受注者は、契約書（不動産等の使用）第1項に規定する不動産等（設計図書で定める庁舎を含む。）は設計図書に「貸与する」旨が記載されている場合は無償で使用することができる。ただし、使用中において当社が返還を要求したときは、これに従わなければならない。	
2 受注者は、前項の不動産等を専ら管理業務の遂行の目的として使用しなければならない。	2 受注者は、前項の不動産等を専ら管理業務の遂行の目的として使用しなければならない。	
3 受注者は、不動産等を使用するときは、補修基地にあつては、「基地使用許可申請書」を監督職員に、庁舎にあつては、庁舎等使用許可申請書を庁舎管理者に提出し、承諾を得なければならない。ただし、使用中において、その使用方法の変更 また は一部返還を監督職員又は庁舎管理者が指示したときは、受注者は、これに従わなければならない。	3 受注者は、不動産等を使用するときは、補修基地にあつては、「基地使用許可申請書」を監督職員に、庁舎にあつては、庁舎等使用許可申請書を庁舎管理者に提出し、承諾を得なければならない。ただし、使用中において、その使用方法の変更 又 は一部返還を監督職員又は庁舎管理者が指示したときは、受注者は、これに従わなければならない。	
1.1.21 受注者が確保すべき用地等	1.1.21 受注者が確保すべき用地等	変更
1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び管理業務の遂行上、受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、管理業務の遂行上 受注者が 必要とする用地とは、営繕用地（ 受注者 の現場事務所、宿舍、駐車場）及び専ら受注者が使用する用地等に伴う借地をいう。	1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び管理業務の遂行上、受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、管理業務の遂行上必要とする用地とは、営繕用地（ 請負者 の現場事務所、宿舍、駐車場）及び専ら受注者が使用する用地等に伴う借地をいう。	
2 受注者は、管理業務の遂行に必要な営繕用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を請求することができない。	2 受注者は、管理業務の遂行に必要な営繕用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を請求することができない。	
3 受注者は、管理業務の遂行上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情 また は紛争が生じないように努めなければならない。	3 受注者は、管理業務の遂行上必要な土地等を第三者から借用 又は買収 したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情 又 は紛争が生じないように努めなければならない。	
		(略)
1.1.23 受注者の異議申立書の提出	1.1.23 受注者の異議申立書の提出	変更
1 受注者 また は現場代理人は、 発注者または監督職員 からの指示に異議があるときは、10日以内に、発注者 または 監督職員に「異議申立書」を提出することができる。	1 受注者 又 は現場代理人は、監督職員からの指示に異議があるときは、10日以内に、発注者 又は 監督職員に「異議申立書」を提出することができる。	
2 前項の「異議申立書」の提出があったときは、発注者 また は監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者 また は現場代理人と協議しなければならない。	2 前項の「異議申立書」の提出があったときは、発注者 又 は監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者 又は 現場代理人と協議しなければならない。	
3 受注者は、前2項の「異議申立書」を提出したときにあつても、1.1.24により総括監督員が管理業務の中止を通知したときを除き、管理業務の全部または一部を中止してはならない。		
4 受注者 また は現場代理人が異議申立書を第1項に定める期間内に 発注者または監督職員 に提出しなかったときは、 通知 を承諾したものとみなす。	3 受注者 又 は現場代理人が異議申立書を第1項に定める期間内に提出しなかったときは、 指示 を承諾したものとみなす。	
		(略)

新：電気設備管理業務共通仕様書（2019年4月）	旧：電気設備管理業務共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
1.1.25 保険の付保及び事故の補償	1.1.25 保険の付保及び事故の補償	変更
1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	
2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡その他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。	2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡その他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。	
3 受注者 は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書を、契約締結後1か月以内に提出しなければならない。	3 請負者 は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書を、契約締結後1か月以内に提出しなければならない。	
		(略)
1.1.27 管理業務関係者に対する措置請求	1.1.27 管理業務関係者に対する措置請求	変更
1 発注者は、現場代理人が管理対象物の品質・出来形の確保および契約期間の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	1 発注者 又は監督職員は 、現場代理人が管理対象物の品質・出来形の確保および契約期間の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	
2 発注者 また は監督職員は、主任技術者、総括管理者が管理対象物の品質・出来形の確保および契約期間の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	2 発注者 又は 監督職員は、主任技術者、総括管理者が管理対象物の品質・出来形の確保および契約期間の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	
1.1.28 臨機の措置	1.1.28 臨機の措置	変更
1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。	1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。	
2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的 または 人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、管理対象物の品質・出来形の確保および契約期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的 又は 人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、管理対象物の品質・出来形の確保および契約期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	
		(略)
第3節 施工管理	第3節 施工管理	
1.3.1 一般	1.3.1 一般	変更
受注者は、管理業務が契約 図 書に適合するよう管理業務を遂行するために、自らの責任により設備、組織等の管理業務管理体制を確立しなければならない。	受注者は、管理業務が契約書 類 に適合するよう管理業務を遂行するために、自らの責任により設備、組織等の管理業務管理体制を確立しなければならない。	
1.3.2 業務計画書	1.3.2 業務計画書	変更
1 受注者は、契約書（契約金額内訳書及び業務計画書）2項により業務の実施に先立って、 業務計画書を監督職員に提出し、業務計画書を遵守し管理業務の遂行にあたらなければならない。この場合、受注者は、業務計画書に以下の事項について記載 しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。	1 受注者は、契約書（契約金額内訳書及び業務計画書）2項により業務の実施に先立って、 次の各号に掲げる事項を記載した「業務計画書」を提出 しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。	
(1) 業務概要	(1) 業務概要	
(2) 現場組織 表 （業務体系図含む。）	(2) 現場組織 図 （業務体系図含む。）	
(3) 緊急時の体制（連絡体制含む。）	(3) 緊急時の体制（連絡体制含む。）	
(4) 主要車両等一覧表	(4) 主要車両等一覧表	

新：電気設備管理業務共通仕様書（2019年4月）	旧：電気設備管理業務共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
(5) 業務実施計画（常駐の運転監視員等の勤務体制表含む。）	(5) 業務実施計画（常駐の運転監視員等の勤務体制表含む。）	
(6) 業務内容（常駐員の業務内容を記載する。）	(6) 業務内容（常駐員の業務内容を記載する。）	
(7) 報告書様式	(7) 報告書様式	
(8) その他必要と認められる事項(ETC業務用カードの管理等)	(8) その他必要と認められる事項(ETC業務用カードの管理等)	
	2 受注者は、業務計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該業務に着手する前に「変更業務計画書」を提出しなければならない。	
<u>2 受注者は、業務計画書の内容に変更が生じた場合には、当該業務に着手する前に変更業務計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について変更業務計画書の差替えを行い、合わせて削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。</u> 3 受注者は、各業務毎の業務体制、細部計画等業務の進捗にあわせて業務計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、業務計画書 <u>また</u> は変更業務計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該業務の遂行に着手する前に提出しなければならない。	3 受注者は、各業務毎の業務体制、細部計画等業務の進捗にあわせて業務計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、「業務計画書」又は「変更業務計画書」を分割することができる。ただし、この場合においても当該業務の遂行に着手する前に提出しなければならない。	
		(略)
第4節 安全衛生管理	第4節 安全衛生管理	
		(略)
1.4.3 交通安全管理	1.4.3 交通安全管理	変更
1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書（第三者に及ぼした損害）によって処置するものとする。	1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書（第三者に及ぼした損害）によって処置するものとする。	
2 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る管理業務の遂行に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	2 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る管理業務の遂行に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	
3 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	3 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	
4 監督職員 が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。	4 受注者 が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。	
5 受注者は、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックして、運転者の法令順守及び安全管理に努め、 <u>確認の記録を整備</u> しなければならない。なお、監督職員から指示があった場合は、速やかに <u>提示</u> すること。	5 受注者は <u>チェックシート</u> により、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びをチェックして、運転者の法令順守及び安全管理に努めなければならない。なお、監督職員から チェックシート <u>の提出</u> 指示があった場合は、速やかに <u>提出</u> すること。	変更
1.4.4 安全・訓練等の実施	1.4.4 安全・訓練等の実施	変更
1 受注者は、「土木請負工事における安全・訓練等の実施について」（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）に基づき、管理業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。	1 受注者は、「土木請負工事における安全・訓練等の実施について」（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）に基づき、管理業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。	

新：電気設備管理業務共通仕様書（2019年4月）	旧：電気設備管理業務共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育	(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育	
(2) 当該管理業務内容等の周知徹底	(2) 当該管理業務内容等の周知徹底	
(3) 土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底	(3) 土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底	
(4) 当該管理業務における現場組織図及び緊急時の体制の確認	(4) 当該管理業務における現場組織図及び緊急時の体制の確認	
(5) 当該管理業務における災害対策訓練	(5) 当該管理業務における災害対策訓練	
(6) 当該管理業務履行現場で予想される事故対策	(6) 当該管理業務履行現場で予想される事故対策	
(7) その他、安全・訓練等として必要な事項	(7) その他、安全・訓練等として必要な事項	
2 受注者は、当該管理業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を「業務計画書」に記載しなければならない。	2 受注者は、当該管理業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を「業務計画書」に記載しなければならない。	
3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等 <u>また</u> は業務日誌に記録し、監督職員に報告しなければならない。	3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等 <u>又</u> は業務日誌に記録し、監督職員に報告しなければならない。	
1.4.5 交通事故発生時等の協力業務	1.4.5 交通事故発生時等の協力業務	変更
管理業務関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇 <u>また</u> は、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。	管理業務関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇 <u>又</u> は、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。	
(1) 非常電話、無線などによる通報	(1) 非常電話、無線などによる通報	
(2) 発煙筒、旗、カラーコーン等による後続車両等への注意喚起	(2) 発煙筒、旗、カラーコーン等による後続車両等への注意喚起	
(3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除	(3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除	